

令和8年3月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（ワ）第346号損害賠償請求事件、共同訴訟参加申立事件

口頭弁論終結日 令和7年10月8日

判 決
主 文

5

1 被告Aは、原告に対し、被告B、被告C及び被告Dと連帯して18億円並びに内12億円に対する平成31年2月3日から及び内6億円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

10

2 被告E、被告F及び被告Gは、原告に対し、被告B、被告C及び被告Dと連帯して6億円並びに内4億円に対する平成31年2月3日から及び内2億円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

15

3 被告Bは、原告に対し、被告C及び被告Dと連帯して36億円並びに内7億5598万3608円に対する平成31年2月3日から及び内28億4401万6392円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員（ただし1項及び2項の限度で被告Aらと連帯して）を支払え。

20

4 被告Bは、原告に対し、被告C及び被告Dと連帯して11億6200万8000円並びに内2億4401万6392円に対する平成31年2月3日から及び内9億1799万1608円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

25

5 被告Cは、原告に対し、被告B及び被告Dと連帯して36億円並びに内1億1339万7540円に対する平成31年2月3日から及び内34億8660万2460円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員（ただし1項及び2項の限度で被告Aらと連帯して）を支払え。

6 被告Cは、原告に対し、被告B及び被告Dと連帯して11億6200万8000円並びに内3660万2460円に対する平成31年2月3日から及び内11億2540万5540円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

5 7 被告Dは、原告に対し、被告B及び被告Cと連帯して36億円並びに内1億1339万7540円に対する平成31年2月3日から及び内34億8660万2460円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員（ただし1項及び2項の限度で被告Aらと連帯して）を支払え。

10 8 被告Dは、原告に対し、被告B及び被告Cと連帯して11億6200万8000円並びに内3660万2460円に対する平成31年2月3日から及び内11億2540万5540円に対する令和元年5月8日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

9 訴訟費用は被告らの負担とする。

15 事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

20 本件は、被告Bが代表理事を務めていた一般財団法人ベルナール・ビュフェ美術館（以下「本件財団法人」という。）に対して、原告が行った寄付のうち、平成25年から平成29年までの間に行われた合計8回、47億6200万8000円の寄付（以下寄付をした順に「本件寄付1」などといい、併せて「本件各寄付」という。）について、会社法423条1項に基づき、被告らの責任を問うものである。

原告及び参加原告らは、利益相反取引である本件各寄付によって原告に損害

が生じたとして、主文記載の各損害金並びにこれらに対する訴状送達の日
の翌日（平成31年2月3日）及び共同訴訟参加申出書送達の日
の翌日（令和元年5月8日）からそれぞれ支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の
民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている（なお、主文1
5 項から3項まで、5項及び7項は、本件寄付1から本件寄付6までに係る請求
であり、主文4項、6項及び8項は、本件寄付7及び8に係る請求である。）。

2 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いが無い又は後掲各証拠若しくは弁論の全趣旨
により容易に認定できる。

10 (1) 当事者

ア 原告及び参加原告ら

原告は、銀行であり、参加原告らは、いずれも原告の株主である。

イ 被告ら（役職名の記載は、いずれも原告における役職名である。）

15 被告Bは、昭和60年に代表取締役頭取、平成10年に代表取締役社長、
平成12年にCEO（最高経営責任者）、平成28年に代表取締役会長に
それぞれ就任した。

20 被告Bの弟であるHは、昭和61年に代表取締役副頭取、平成10年に
代表取締役副社長、平成12年にCOO（最高業務執行責任者）にそれぞ
れ就任した。Hは平成28年7月13日に死亡した。被告AはHの妻、被
告E、被告F及び被告GはHと被告Aの子である。

承継前被告Iは、平成20年にCCO（最高コンプライアンス責任者）、
平成24年に代表取締役にそれぞれ就任した。承継前被告Iは本件訴訟係
属後の令和5年7月20日に死亡した。被告Cは承継前被告Iの妻であ
る。

25 被告Dは、平成23年に専務取締役及びCFO（最高財務責任者）に就
任した。

(2) 原告の創業家、創業家に関連する企業及び原告の当該企業に対する融資の概要等

ア 原告の歴代頭取及び社長

5 Jは、明治28年10月19日（甲2）に自らが中心となって原告を設立し、初代頭取に就任した。その後、Jの長男の子（孫）であるK、Kの長男である被告Bが頭取となった（甲3の1、3の2）。

原告の歴代頭取及び社長は、平成29年に被告Bが退任するまで、Jの子や孫（以下原告の創業家一族を「L家」という。）が就任していた。

イ L家に関連する企業

10 L家が経営に実質的に関与し又は一定の影響を及ぼしていた法人（以下「ファミリー企業」という。）は、平成14年当時、少なくとも表1記載に係る34社が存在した（他にも存在した可能性がある。甲1・14頁注9）。ファミリー企業（以下表1の略称を用いる。）には、L家のビジネス（美術館や分譲開発等）や財産管理などを行う会社、原告の支店等の営業
15 用不動産を所有又は管理する会社、原告の営業用不動産を売却する場合に受皿となることを目的とする会社、ファミリー企業及び原告の株式を保有する会社などがあった（甲1・14頁）。

表1

法人名	略称
エス・ジー・インベストメント株式会社	S G I
エス・ジー・アセット株式会社	S G A
スルガ総合保険株式会社	スルガ総合保険
エム・ケー・シー株式会社	M K C
シィアンドシィ・システム株式会社	C & C
エス・ジイ・インベストメント・リソーシス株式会社	S G I R

エス・シー・エス株式会社	S C S
エヌ・エス・トラスト株式会社	N S T
エス・ユー・アール・エフ株式会社	S U R F
H・R・C株式会社	H・R・C
ビー・ビー・エイ・エム株式会社	B B A M
オーク株式会社	O A K
マナン有限会社	M A N A N
オーシーインベストメント株式会社	O C I
エス・ジー・トラスト株式会社	S G T
オーエスマネジメント有限会社	O S M
ジイ・アール有限会社	G R
エス・アイ・エム株式会社	S I M
エービィエス株式会社	A B S
H・M・C株式会社	H・M・C
企業経営研究所株式会社	企業経営研究所
オーク・インベストメント株式会社	O A K I
N B C株式会社	N B C
ジー・アール・シー株式会社	G R C
M・K・C株式会社	M・K・C
エイチ・イー・エス株式会社	H E S
オー・シー・ファイナンス株式会社	O C F
ガーデンコートマネジメント有限会社	G C M
ガーデン・コート・システム株式会社	G C S
エイチ・ビー・エス株式会社	H B S
エス・ビー・エフ株式会社	S B F

エス・ジー・キャピタル株式会社	S G C
オークトラスト株式会社	O A K T
熱海リアルエステート株式会社	熱海 R E

ウ 原告のファミリー企業に対する融資の概要等

原告は、平成14年3月末時点で、少なくともファミリー企業のうち12社に対し、合計1208億0100万円を融資しており、これらのファミリー企業が他のファミリー企業に対して融資を行ったり、ファミリー企業間で融資を行ったりもしていた（以下、ファミリー企業間の融資を総じて「転貸」ともいう。なお、原告によるファミリー企業に対する融資やファミリー企業間の転貸等の詳細は完全には明らかではない。）。

原告は、平成14年及び平成16年、金融庁から検査を受け、ファミリー企業に対する融資残高を圧縮することなどを指導された。これを受けて、原告は、平成17年4月から平成27年3月までの間に、3回にわたり、改善計画を策定した。これらの計画では、原告が直接に融資をしているファミリー企業を特定管理先（以下でも「特定管理先」という。）と定義していた（甲1・22頁、甲47）。

(3) 本件財団法人等

15 ア 本件財団法人

被告B及びHの父であり、原告の頭取であったKは、昭和48年11月25日、静岡県駿東郡長泉町の愛鷹山中腹に、フランスの画家であるベルナール・ビュフェの作品を収蔵、展示するための施設として、ビュフェ美術館を創設した（乙A2）。

20 本件財団法人は、ビュフェ美術館を運営することを目的として昭和54年10月1日に設立され、平成24年4月1日に現在の名称に変更された（甲4）。

被告Bは、Kが死亡した後の平成7年に本件財団法人の理事長、平成2

4年にその代表理事に就任した。

Mは、Kの三男であり、被告B及びHの弟である。H及びMは、平成24年、本件財団法人の評議員に就任し、Hは評議員会長を務めていた。

5 ビュフェ美術館の館長はMが、副館長はHの子である被告Eが務めていた。（甲40、証人N）

イ ビュフェ美術館の周辺施設等

Kは、昭和48年、ビュフェ美術館の近隣に、井上靖文学館を設立、開館した（乙A5、丙3）。

10 Hは、平成14年4月28日、ビュフェ美術館の近隣に、イタリアの彫刻家であるジュリアーノ・ヴァンジの彫刻を常設展示するための美術館として、ヴァンジ彫刻庭園美術館（以下「ヴァンジ美術館」という。）を開館した（甲1、乙A3、乙B11・4頁、丙4）。Hは、平成21年10月26日、ビュフェ美術館の近隣に、IZU PHOTO MUSEUM
15 という名称の美術館を開設した（乙A4）。ヴァンジ美術館及びIZU PHOTO MUSEUMは、本件各寄付がされた当時、ファミリー企業であるSGIRが運営していた。

ビュフェ美術館及び上記の周辺施設等がある一体は、これらの施設の広告及び案内等において、クレマチスの丘と称されている（乙A1）。

(4) 本件各寄付等

20 原告は、平成24年以降、本件財団法人に対して15回にわたり寄付をした。本件各寄付は、これらの寄付のうち、本件財団法人による美術品や不動産の購入原資の名目で行われたものである（甲1・58頁）。

ア 本件寄付1から6まで

25 原告の取締役会は、表2の目的欄記載の目的で本件財団法人に寄付をすることについて、承認日欄記載の日に、会社法356条1項2号及び365条に基づく承認決議をした。本件財団法人の代表理事であった被告B

は、特別利害関係人として、いずれの決議にも参加しなかった。H及び承継前被告I及び被告Dは、上記承認決議に賛成した。原告は、本件財団法人に対し、交付日欄記載の日に、金額欄記載の金額をそれぞれ寄付した。

5

本件財団法人の理事会は、本件寄付1については、平成24年5月22日に原告からの寄付申込みを承認した。その後、本件財団法人は、寄付申込みの承認について代表理事の決済で足りるものとする旨の規則の改定をし、その後にされた本件寄付2から8までに係る原告からの寄付申込みの承認は、本件財団法人の代表理事である被告Bの決済により行われた。

表2

	承認日	交付日	金額	目的
本件寄付1	H24. 4. 26	H25. 2. 25	6億円	第2新館、事務所棟及び野外劇場の購入
本件寄付2	H26. 3. 20	H26. 3. 26	6億円	彫刻8点の購入
本件寄付3	H26. 9. 25	H26. 9. 30	6億円	彫刻35点の購入
本件寄付4	H27. 3. 19	H27. 3. 30	6億円	彫刻など350点の購入
本件寄付5	H27. 9. 17	H27. 9. 25	6億円	彫刻など13点の購入
本件寄付6	H28. 3. 17	H28. 3. 24	6億円	彫刻15点の購入

10

イ 本件寄付7及び8

原告の取締役会は、表3の目的欄記載の目的で本件財団法人に本件寄付7及び8をすることについて、承認日欄記載の日に、会社法356条1項2号及び365条に基づく利益相反取引の承認決議をした。被告Bは、特別利害関係人として、いずれの決議にも参加しなかった。承継前被告I及

び被告Dは、上記承認決議に賛成した。

原告は、本件財団法人に対し、交付日欄記載の日に、金額欄記載の金額をそれぞれ寄付した。

表 3

	承認日	交付日	金額	目的
本件寄付 7	H28. 12. 20	H28. 12. 27	6 億円	彫刻など 9 6 点の購入
本件寄付 8	H29. 6. 21	H29. 6. 27	5 億 6 2 0 0 万 8 0 0 0 円	I Z U P H O T O M U S E U M 及び第一駐車場の購入

5 ウ 本件各寄付の金額が単年度でみると合理的な範囲内のものであること

前記のとおり、本件各寄付は、原告が、本件財団法人に対し、概ね半年に 1 回、6 億円の寄付を行ったというものである。この金額は、原告の連結ベースでの経常利益の約 2 % であり、単年度における寄付の金額として著しく大きいものではなく、合理的な範囲内のものであった（甲 1、当事者間に争いが無い。）。

10

(5) 被告B、承継前被告I 及び被告Dが原告の役員を退任したこと

被告B、承継前被告I 及び被告Dは、平成 3 0 年 9 月 7 日、いずれも原告の役員を退任した。

(6) 金融庁が本件各寄付等を理由として原告に行政処分を行ったこと

15

金融庁は、原告に対し、平成 3 0 年 1 0 月 5 日、「融資審査管理を含む信用リスク管理態勢及び内部監査態勢の確立」、「創業家の一定の影響下にある企業群（ファミリー企業）との取引を適切に管理する態勢の確立」等を命令する行政処分をした。本件各寄付に係る当該処分の理由は、次のとおりである（丙 5）。

「特定のファミリー企業からの融資を回収するために、複数回にわたり、当初寄付名目で拠出した資金を別のファミリー企業を通じて当該ファミリー企業へ還流させ、返済を受けている。当該取引は実質的に特定のファミリー企業を支援するものであり、本来であれば、将来の経営改善の見込みや経営支援の必要性について取締役会や経営会議において議論した上で決定すべきであるにもかかわらず、実際は一部の経営陣のみで決定しており、与信管理及びガバナンス上の問題が認められる。」

(7) ファミリー企業が原告からの融資に係る債務全額を弁済したこと

ファミリー企業は、原告に対し、令和2年2月までに、原告からの融資に係る債務全額を弁済した。(乙B3)

3 争点

(1) 本件各寄付に係る善管注意義務違反・忠実義務違反の成否(争点1)

(2) 原告に生じた損害の有無(争点2)

4 争点に関する当事者の主張

15 (1) 争点1(本件各寄付に係る善管注意義務違反・忠実義務違反の成否)

(原告及び参加原告らの主張)

ア 被告らの任務懈怠が推定されること

20 本件各寄付は、利益相反取引であり、原告に後記(2)(原告及び参加原告らの主張)記載の損害が生じたことからすれば、被告B、H、承継前被告I及び被告Dは、その任務を怠ったものと推定される(会社法423条3項1号及び3号)。仮に任務懈怠が推定されないとしても、後記の理由から、本件各寄付について、H、被告B、承継前被告I及び被告Dには、善管注意義務違反・忠実義務違反がある。

イ 善管注意義務違反・忠実義務違反の判断基準

25 寄付について、名目上の目的又は副次的な目的を基準とすれば、事業目的の一環として又は社会的に意義がある目的でされた場合であっても、そ

の真の目的又は主たる目的が異なる場合には、その寄付を正当化することはできない。このような真の目的又は主たる目的を認識し若しくは認識し得た上で寄付に係る意思決定に関与した取締役等には、善管注意義務違反・忠実義務違反が成立する。

- 5 ウ 本件各寄付の真の目的又は主たる目的がファミリー企業に対する資金の融通にあったこと

 以下の事情からすると、本件各寄付の真の目的（主位的主張）又は主たる目的（予備的主張）は、ファミリー企業に対する資金の融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであった。具体的には、主として、ファミリー企業の原告からの融資に対する返済に充ててを目的としており、ファミリー企業の資金繰りなどの事情によっては、ファミリー企業の運転資金等その他の用途に用いることを許容するものであった。

10

 したがって、本件各寄付の目的が特定の第三者に対する利益供与目的にすぎなかったことは明らかである。

15

- (ア) 本件各寄付が原告からの融資に対する返済に充てられたこと等

 原告は、本件各寄付をした当時、前記第2の2(2)ウの改善計画に従って、特定管理先に対する融資残高を減らすとともに、他のファミリー企業に対する転貸を解消する必要があった。ところが、特定管理先から転借していたファミリー企業は、事業の収益性が見込めず、手元資金も乏しかった。そこで、ファミリー企業は、資産処分によるほか、外部から融通される資金により転貸を解消し、原告からの融資残高を減らす必要があった。

20

 実際に、本件各寄付は、一部がファミリー企業の運転資金等に使われるなどしたほか、原告からの融資に対する返済に充てられた。

25

- (イ) 被告らの主張するCSR活動の必要性がなかったこと等

ファミリー企業の負債は、原告及び他のファミリー企業からの融資であり、ファミリー企業の資産が散逸するおそれは実際にはなかった。

5 本件寄付 1 から 6 までは、実際には本件財団法人からの要請に基づくものではなく、H が主導して行ったものであった。本件寄付 7 及び 8 は、被告 B が、承継前被告 I 及び被告 D に対し、従前と同様の寄付を行うように指示して行わせたものであった。

原告とファミリー企業の各担当者は、H からの指示に従って、本件各寄付の実行に先立ち、どのファミリー企業から原告に返済をさせるべきかなどについて協議していた。

10 本件財団法人の学芸員等のスタッフは、本件寄付 2 から 7 までを原資として購入する美術品の選定に関与していなかった。本件財団法人に美術品を売却するファミリー企業の担当者が、概ね価値の高い美術品から順に 6 億円に満つるまでという基準で売却する美術品を選定していた。

15 これらのことからすると、本件各寄付について、被告らが後記のとおり主張する C S R 活動の必要性（ヴァンジ美術館に展示されている美術品の所有権をビュフェ美術館に移転する必要性）は、存在しなかった。

エ H らに善管注意義務違反・忠実義務違反があること

以下の理由から、H らには善管注意義務違反・忠実義務違反がある。

(ア) H

20 H は、本件寄付 1 から 6 までについて、真の目的を秘匿して原告の取締役会に承認決議をさせ、原告の代表取締役として上記各寄付を実行した。

(イ) 被告 B

25 被告 B は、本件財団法人の代表理事として本件各寄付に係る意思決定に関与していた。したがって、本件財団法人の事務局長等に確認することにより、少なくとも、ファミリー企業から美術品を購入することや、

本件財団法人が美術品の購入を必要としていないという実態を容易に認識することができたから、本件各寄付の真の目的を容易に知り得た。

それにもかかわらず、本件寄付 1 から 7 までについて、原告の経営会議及び本件財団法人の稟議手続で承認した。

5 本件寄付 8 について、原告の経営会議は開催されていないものの、取締役会における承認決議に反対してこれを阻止すべきであったにもかかわらず、これを怠った。

(ウ) 承継前被告 I

10 承継前被告 I は、H が本件各寄付の時期を決定していたこと、本件各寄付を原資とするファミリー企業からの美術品の購入について本件財団法人の意思が全く入っていないことを認識していた。

また、本件各寄付に伴って特定管理先から原告に弁済がされることも認識しており、本件各寄付の真の目的を知っていた。

15 それにもかかわらず、承継前被告 I は、原告の経営会議及び取締役会において、本件各寄付を承認した。

本件寄付 7 及び 8 については、被告 B から、従前と同様の寄付を行うように指示を受け、被告 D 及びファミリー企業側と協議して、H が行っていたのと同様の寄付を継続することを主体的に決定した。

(エ) 被告 D

20 被告 D は、原告が本件寄付 1 から 6 までを行う都度、ファミリー企業の担当者に対し、H からの伝言として、原告から本件財団法人に寄付がされることを伝え、これを原資としてファミリー企業に対する原告の融資を返済するための手続を検討するよう指示するなどした。

25 したがって、被告 D は、H が本件各寄付の時期を決定していたこと及び本件各寄付が本件財団法人からファミリー企業に流れ、特定管理先か

らの原告に対する返済に充てられることを認識していたから、本件各寄付の真の目的を知っていた。

それにもかかわらず、被告Dは、経営会議及び取締役会において本件各寄付を承認した。また、本件寄付1から6までについては、Hの指示をファミリー企業の担当者に伝達し、本件寄付7及び8については、被告Bから従前と同様の寄付を行うように指示を受け、承継前被告I及びファミリー企業の担当者と協議して、Hが行っていたのと同様の寄付を継続することを主体的に決定した。

(オ) 重要な事実の不開示

Hらは、本件各寄付に係る取締役会決議をするに当たり、重要な事実として、次の事実を開示すべきであったのに、これを怠った。したがって、本件各寄付に係る取締役会決議は、無効であり、Hらには、善管注意義務違反・忠実義務違反が成立する。また、本件各寄付の手続には、重要な事実の開示を怠ったという法令違反があるから、経営判断の原則は適用されない。

- a 本件各寄付がファミリー企業の資金繰りや原告からの融資に対する返済に充てられることを企図したものであること
- b ファミリー企業は、被告B及びHらの親族が支配する会社であること
- c 絵画の選定が本件財団法人側の要請に基づくものではないこと等の本件各寄付の用途である美術品の選考過程等
- d 原告がファミリー企業に対して多額の貸付けをしていた状況
- e ファミリー企業の信用状況が悪く、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律上の分類債権（いわゆる不良債権）となっていること
- f 監督官庁からその削減を指導されていたこと

(被告Aらの主張)

ア 任務懈怠が推定されないこと

取締役・会社間で、財産の譲渡がされた場合、会社が損害を被ったか否かは、当該取引の必要性及び取引条件等が通例的なものであったか否かにより判断される。本件各寄付は、後記のとおり、高度の必要性に基づき、
5 CSR目的で行われたものである。会社規模や財務状況に鑑みて合理的な範囲内でCSR目的の寄付を行うことは、企業が社会的責任を果たす上で一般的であり、通例的なことである。

したがって、原告には、本件各寄付による損害が生じていないから、任務懈怠は推定されない。

10 イ 善管注意義務違反・忠実義務違反の判断基準

取締役が会社を代表して寄付をするに当たっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において金額等を決すべきであり、その範囲を超え、不相当な寄付をすることは取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する。

15 CSR目的以外の目的がある場合でも、目的相互間で矛盾し又は寄付の意義自体を損ねるような場合以外は、上記基準が適用されるべきである。

ウ 本件各寄付の目的がCSR目的であったこと等

本件各寄付の真の目的がファミリー企業に対する資金の融通であったことは知らない。次のとおり、本件各寄付は、CSR（具体的には、クレマチスの丘全体の効率的、持続的な運営）を目的として行われたものであり、
20 他の目的があったとしてもCSRの目的がなかったことにはならない。

(ア) 本件財団法人がファミリー企業ではないこと

本件財団法人は、美術品の公開展示に関する事業を行い、美術に関する知識と教養の向上に資すると共に文化の発展に寄与することを目的として設立された一般財団法人である。設立者並びに理事及び評議員の一部にL家の者がいるものの、理事や評議員には、会社経営者、弁護士、
25

大学教授等の美術品に精通する者や地域における有識者が選任されるなど、独立した運営が行われている。

したがって、本件財団法人は、ファミリー企業ではない。

(イ) 本件各寄付は、本件財団法人に全ての美術品を集めることを目的として行われたものであること等

クレマチスの丘は、ビュフェ美術館、井上靖文学館、ヴァンジ美術館及びIZU PHOTO MUSEUM、地場の食材を堪能できるレストラン、敷地内の庭園「クレマチス ガーデン」によって構成される文化複合施設である。

10 本件各寄付がされた当時、ヴァンジ美術館に展示する美術品や同美術館の不動産をファミリー企業が所有しており、同美術館の経営もファミリー企業が行っていた。ファミリー企業にとって、原告からの融資の返済や美術品等に課される固定資産税の支払等、ヴァンジ美術館経営等に伴う負担が重く、将来的にファミリー企業の財務状況の悪化に伴い、美術品等が散逸するおそれがあった。Hは、地域に根差した文化的価値を有する施設であるクレマチスの丘の存続、維持のため、ファミリー企業が保有する美術品やヴァンジ美術館の建物等の所有権を本件財団法人に移管し、クレマチスの丘全体の運営、管理を本件財団法人に一元化した上、本件財団法人を公益財団法人とすることにより、クレマチスの丘を効率的、持続的に運営していくことのできる体制を整えようと考えていた。本件各寄付は、このような構想に基づき、クレマチスの丘全体の効率的、持続的な運営という目的を達成するために行われた正当なものである。

25 また、美術品等を売却したファミリー企業は、自社の財務状態を検討した上で、原告に対する有利子負債を圧縮するため、自らの意思決定に基づき、自己の資産を売却して得た資金を原告に対する返済に充てたに

すぎない。さらに、本件各寄付後の本件財団法人とファミリー企業間の美術品の売買においては、ファミリー企業が美術品を売却する対価として適正な金額が支払われた。

5 したがって、本件各寄付は、ファミリー企業に利益を与えるものではなく、取締役が自己又は第三者の利益のために寄付をしたものではない。

エ Hに善管注意義務違反・忠実義務違反がないこと

 上記のとおり、本件各寄付は、CSR目的によるものであり、経営判断の原則が適用される。

10 また、本件各寄付の一部が最終的にファミリー企業の原告からの融資の返済に充てられたのであれば、前記第2の2(2)ウの改善計画に沿うものであり、原告の利益となるものであった。

 したがって、本件各寄付は、正当な行為であり、Hについて、本件各寄付に係る任務懈怠はない。

 (被告Bの主張)

15 ア 任務懈怠が推定されないこと

 後記(2)(被告Bの主張)のとおり、本件各寄付の金額を損害とみることはできないから、会社法423条3項は適用されない。

イ 善管注意義務違反・忠実義務違反の判断基準

20 寄付に関する善管注意義務違反・忠実義務違反の成否は、会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内か否かにより判断されるべきものである。

ウ 本件各寄付の目的がCSR目的であったこと等

 本件各寄付の真の目的がファミリー企業に対する資金の融通であったことは否認する。

本件財団法人にヴァンジ美術館の保有する美術品や不動産を移管して、複合的文化施設であるクレマチスの丘の全てを本件財団法人に組み入れた後、公益財団法人に移管するという方針が決定していた。

5 本件各寄付は、この方針に従い、原告のCSR活動として、美術品の散逸を防ぎ、クレマチスの丘を永続的に発展させ、文化事業をサポートする目的でされたものである。その結果として、原告の地域におけるレピュテーションの向上、機関投資家からの投資による時価総額の維持・向上といった効果も期待できたから、本件各寄付は、正当なものであった。

エ 被告Bに善管注意義務違反・忠実義務違反がないこと

10 被告Bは、ファミリー企業の経営に、形式的にも実質的にも関与したことはない。原告及び参加原告らが主張する本件各寄付の真の目的を全く知らなかったし、個別融資の返済や融資先の運転資金の細かい状況を把握する立場になかったから、知ることもできなかった。

15 原告の役員の一部に、原告の主張する本件各寄付の真の目的を主要な目的として有し又は副次的な目的として併有する者がいたとしても、被告Bは、そのことを知らず又は知り得なかった。

取締役会の利益相反取引承認に際しては、本件各寄付により本件財団法人が取得する予定の美術品及び不動産等及びその評価が示され、承継前被告Iが適切な趣旨説明等もしていた。

20 したがって、被告Bは、本件各寄付について、任務を懈怠していない。
(被告C及び被告Dの主張)

ア 任務懈怠が推定されないこと

利益相反取引によって損害が生じたか否かは、当該取引の必要性及び取引条件等が通例的なものであったか否かにより判断される。

25 本件各寄付は、合理的な範囲内のものであり、損害はない。そもそも、寄付については対価が存在しないから、単純に寄付前後の差額によって損

害の有無を判断すべきものではない。

イ 善管注意義務違反・忠実義務違反の判断基準

5 寄付に関する取締役の善管注意義務違反・忠実義務違反の有無は、会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内においてその金額等を決すべきとの基準により判断されるべきである。

ウ 本件各寄付の目的がCSR目的であったこと等

本件各寄付の真の目的がファミリー企業に対する資金の融通であったこと等は否認する。

10 (ア) 本件財団法人は、ファミリー企業ではないこと

本件財団法人は、一般財団法人であり、理事会及び評議員会のいずれにおいても、原告及びL家と関係のない者が理事及び評議員の過半数を占めており、原告と独立して管理運営されているから、ファミリー企業ではない。

15 (イ) 本件各寄付の目的がCSR活動にあったこと

平成17年以前は、ベルナール・ビュフェ等の美術品がファミリー企業に散逸しており、ファミリー企業の財務状況によっては、それらの美術品が第三者に処分される懸念があった。また、美術品は、同じ作家の作品を一か所に集約することによって文化的価値が高まる側面がある。

20 そこで、原告は、本件各寄付をする以前にも、平成17年頃から、ベルナール・ビュフェの作品等を本件財団法人に集約し、クレマチスの丘を包括的な文化施設として充実させるため、本件財団法人に対する寄付を継続していた。

25 これらの本件各寄付以前にした寄付と本件各寄付の目的は、いずれも原告のCSR活動の一環である地域への文化貢献であった。

5 本件各寄付は、本件財団法人によって、寄付の目的どおり美術品等の取得に使用された。本件財団法人の取引の相手方がファミリー企業であったことや、ファミリー企業が本件財団法人との取引で得た資金を運転資金や原告からの融資の返済に充てたことをもって、CSR活動としての目的や成果が消滅し又は存在しなかったことになる理由はない。

(ウ) 原告からの融資の返済に充てられたことについて

承継前被告I及び被告Dが、本件各寄付について、原告からファミリー企業に対する融資残高の圧縮に、一定程度寄与する結果となり得ると認識していたことは認める。

10 原告が、本件各寄付をする以前に本件財団法人に対してした一連の寄付について、結果としてファミリー企業の原告からの融資の返済に寄与したことは、原告の一定以上の地位にある者の間では、共通認識となっていた。原告は、平成17年当時、特定管理先に対する融資残高削減が喫緊の課題となっており、当該課題を達成できなければ、金融庁から重大な行政処分を受けるおそれが強かった。承継前被告I及び被告Dを含む取締役らが、CSR活動としての目的を達成し、結果として、特定管理先に対する融資残高の削減も達成可能であることに着目して本件各寄付を行ったとしても、何ら不合理ではない。

15

エ 承継前被告I及び被告Dに善管注意義務違反・忠実義務違反がないこと

20 上記のとおり、原告が本件各寄付をした当時、原告のファミリー企業に対する融資残高の削減は喫緊の課題であった。原告は、CSR活動としての目的を達成し、結果としてファミリー企業に対する融資残高の削減も達成できることから、本件財団法人に対する寄付を継続したのであり、このことは、金融庁及び監査法人とも定期的に共有していた。

25 したがって、原告の当時の経営陣に、善管注意義務違反・忠実義務違反はなかった。

(2) 争点 2 (原告に生じた損害の有無)

(原告及び参加原告らの主張)

5 本件各寄付により、原告の資金が対価なく外部に支出された。また、前記
(1) (原告及び参加原告らの主張) のとおり、本件各寄付の実質的な目的は、
ファミリー企業に対して資金を融通するというものであり、当該支出を正当
化できる理由はない。

10 特定管理先に対する融資残高の回収は、本来であれば、ファミリー企業側
の自己資金を原資とする債権回収によって図られるべきものである。本件各
寄付は、そのスキーム全体からすれば、原告が本件財団法人に対して拋出し
た金銭の全部又は一部が、ファミリー企業から原告に戻ってきたものであり、
キャッシュフロー上、原告にプラスが生じていない。そうすると、本件各寄
付は、経済的にはファミリー企業に対する債権放棄と同視すべきものであり、
結果として貸付残高の減少や転貸の解消につながったとしても、経済的にみ
て、原告の利益とはならない。

15 したがって、本件各寄付の合計額 4 7 億 6 2 0 0 万 8 0 0 0 円が原告に生
じた損害である。

なお、原告は、平成 3 0 年 1 0 月 5 日付けで、金融庁から、本件各寄付を
理由として行政処分を受けており、行政処分を避けるために本件各寄付をす
ることが必要であったとする被告 C 及び被告 D の主張は失当なものである。

20 (被告 A らの主張)

本件各寄付により原告に損害が生じたことは否認する。

(被告 B の主張)

25 原告は、本件各寄付により直接的な対価を得ていないものの、C S R 活動
として I R に利用し、投資家を呼び込むことで時価総額を維持・向上させる
などの間接的な利益を得たから、本件各寄付の支出額全額が損害ではない。

また、本件各寄付は、融資につき代物弁済を受け、取得した美術品等を寄付したのと同視すべきであり、債権放棄と同視することはできない。

(被告C及び被告Dの主張)

5 本件各寄付は、その大部分が原告のファミリー企業に対する融資の返済に充当されており、原告に金銭的な損害は生じていない。

また、原告が本件各寄付を原資として返済を受けた特定管理先の債務者区分は、当時、大部分が要注意先、要管理先及び破綻懸念先等であった。原告は、これらの融資について多額の貸倒引当金を計上していたところ、本件各寄付を原資として返済を受け、債権を回収できたことにより、貸倒引当金戻
10 入益を計上し、利益を得た。

さらに、前記のとおり、本件各寄付をした当時、特定管理先に対する融資残高の削減が喫緊の課題であり、当該課題を達成できなければ、金融庁から行政処分を受けるおそれが強い状況であった。このような状況において、本件各寄付が結果として特定管理先に対する融資残高の削減に結び付いたこと
15 は、原告の利益に他ならない。

したがって、原告には、本件各寄付による損害は生じていない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 本件各寄付に共通する認定事実

20 後掲各証拠及び弁論の全趣旨（本件では、原告及び参加原告らと一部の被告との間で争いがなく、他の被告らが知らないことを認否している事実を含む。）によれば、以下の事実が認定できる。

ア 原告からファミリー企業に対する融資の経緯等（甲1・19頁、乙C20、乙C21）

25 (ア) 美術品の購入費用等の融資

Kがビュフェ美術館を創設した当時、ファミリー企業であるSGAが同美術館の資産を保有し、同美術館を運営していた。同美術館の保有する美術品のうち多くは、SGAが原告から融資を受けて購入したものであった。本件財団法人は、SGAの寄付によって設立されたものであり、

5 SGAには、原告からの融資による債務が残った。

Hが開館したヴァンジ美術館の保有する美術品も、ファミリー企業が原告から融資を受けて購入したものであった。

(イ) 原告の東京支店の土地建物購入費用

SGIは、原告から融資を受けて、昭和35年以降、原告及び他の共有者らから東京都中央区日本橋の土地を購入し、昭和42年、原告の東京支店の建物を建設した。

10

(ウ) いわゆる益出し目的等での融資

銀行が所有する不動産は銀行業にしか使えない。原告は、高度成長期からバブル経済の頃までの間、所有している駅前の不動産などを、再開発に参加して他の用途にも使用するなどの目的で、ファミリー企業に売却したことがあった（証人O尋問調書25頁）。

15

また、原告は、バブル崩壊後の1990年代後半から2000年代前半頃、いわゆる益出し目的で、所有していた支店や行員寮の土地建物及び美術品等をファミリー企業に売却した。これらの購入費用は、原告がファミリー企業に融資したものであった。

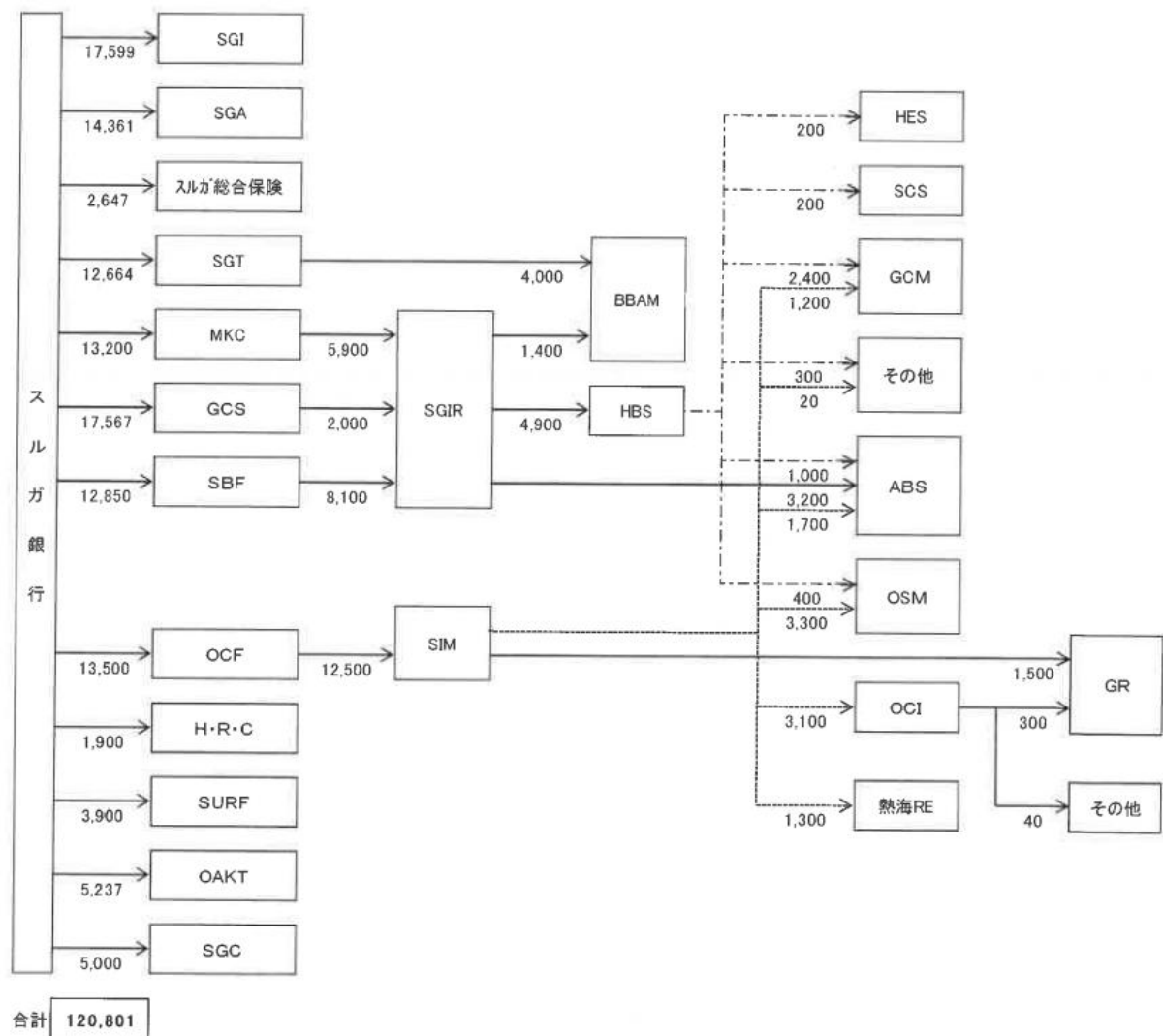
20

(エ) 原告からファミリー企業に対する融資額等

図1の1

2002年3月末

(単位:百万円)



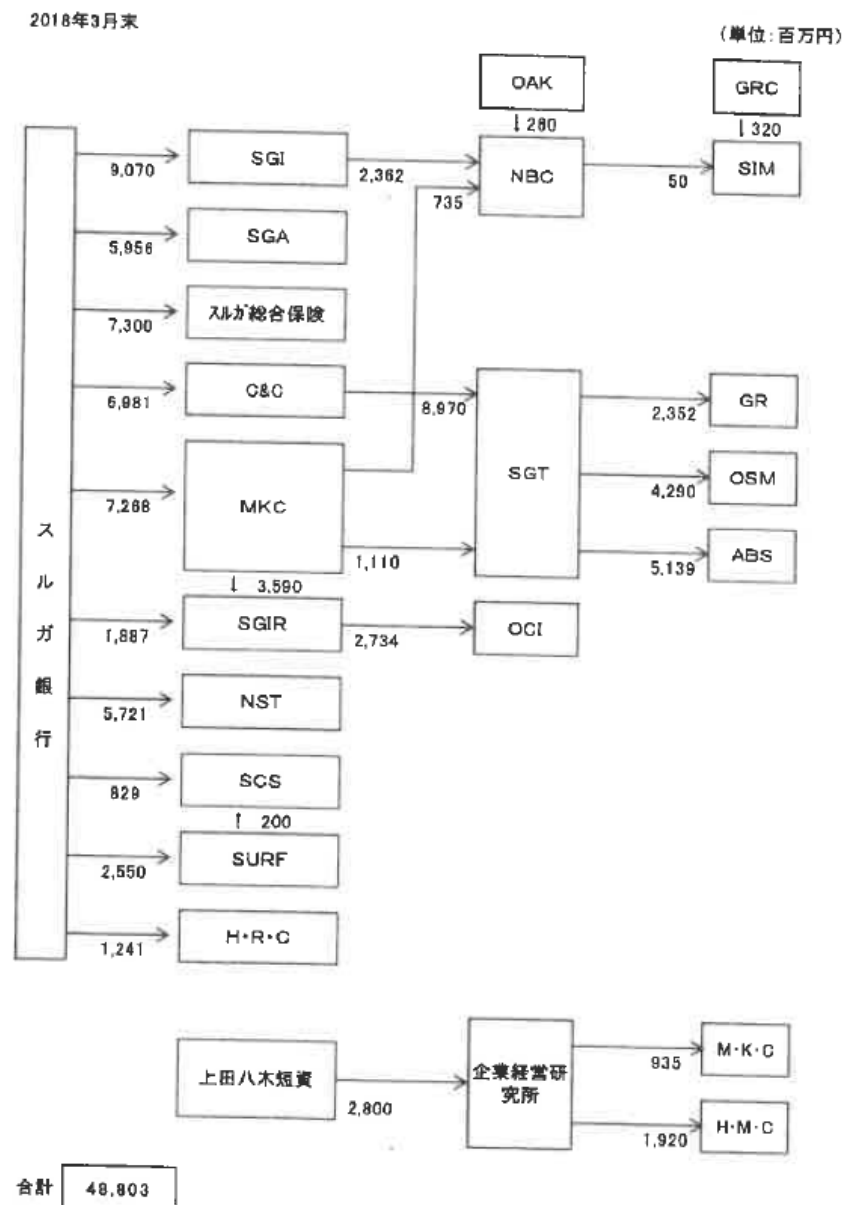
原告は、平成14年3月末時点で、図1の1に記載のとおり、少なくとも、特定管理先12社に対し、合計1208億0100万円を融資しており、これらの特定管理先は、他のファミリー企業に転貸していた(甲1、47)。

原告からファミリー企業に対する融資の期間は、新規融資時に20年から30年の期間を設定し、その後当該期間が満了する前に変更契約によって数年間延長したものもあれば、新規融資時に1年で設定し、その後当該期間が満了する度に変更契約によって1年延長することを繰り返

した結果、新規融資実行時から返済期日までの期間が約20年から30年となっているものもあった（甲1・33頁、34頁）。

原告は、後記エからサまでのとおり、金融庁の指摘を受けて、特定管理先の管理に関する改善計画を策定し、資産処分や債務の付け替え等を進め、ファミリー企業への融資及び転貸関係の整理・解消等を図った。それらの結果、平成30年3月末時点で、図1の2に記載のとおり、原告からファミリー企業への融資額は減少した。

図1の2



これらのファミリー企業に対する原告の融資の開始時期及び資金使途や転貸の内容等は完全には明らかではない（甲 1・22、25 頁）。

イ 被告 B、H 及び M とファミリー企業との関係

(ア) 被告 B

5 被告 B は、ファミリー企業の株式を保有しておらず、ファミリー企業の経営について、事実上、関与していなかった（甲 1・11 頁）。

(イ) M

10 M は、ファミリー企業である S G I、S G A 及びスルガ総合保険の代表取締役であった。これらの 3 社は、本件各寄付がされた当時、原告の大株主であり、ファミリー企業の中でも特に多くの資産を有していた。M は、他に、ファミリー企業である O A K の取締役、同じく M A N A N の持分の過半数を有する株主であり、これらファミリー企業合計 5 社（以下「M 関連企業」という。）を経営していた（甲 1・12 頁、17 頁）。

(ウ) H

15 M 関連企業以外のファミリー企業の大半（このうち少なくとも S G I R、M K C、C & C を除く。）は、不動産又は有価証券等を保有している資産保有会社であった（甲 1・26 頁）。

20 これらの M 関連企業以外のファミリー企業の株式及び持分は、ファミリー企業が相互に持ち合っていた。例えば、5 社のファミリー企業が、それぞれ他の 4 社の株式を 25% ずつ保有していた。また、ファミリー企業のうち数社が、他のファミリー企業の完全子会社となっており、親会社となっているファミリー企業の株主は、3 社から 6 社程度の他のファミリー企業であった（甲 47 の 3・11 葉目、12 葉目）。

25 これらの M 関連企業以外のファミリー企業では、取締役会及び株主総会は開かれていなかった（証人 P 尋問調書 27 頁）。役員及び従業員は、L 家の親戚及び友人並びに原告の元役員や元従業員（O B）であり、原

告が本件各寄付をした当時、これらの会社の運営は原告のOBであるQ、R及びPの3名が行っていた。Hは、被告Fを伴い、週に1回程度、原告の東京支店が入居するビルで、上記3名とミーティングを行い、M関連企業を除くファミリー企業の資金繰りや役員報酬（証人P尋問調書26頁）等について協議して決定していた。上記3名は、このミーティングにおいてHの承認を得た上で、各自が担当するファミリー企業を管理していた。このミーティング以外にファミリー企業的意思決定をする会議体は存在しなかった（証人P尋問調書28頁）。

Hが死亡した後は、被告Fが上記ミーティングに出席していた（甲1・26頁、27頁）。

ウ ファミリー企業からH、被告B及びMに対する貸付け等

次のとおり、ファミリー企業は、H、被告B及びMに対し、高額の貸付けをしており、これらの貸付けをしていたファミリー企業は、原告から高額の融資を受け又は他のファミリー企業から高額の転貸を受けていた（甲1・21頁、28頁、甲56の6から甲56の8まで）。これらの貸付けのうち、H・M・Cの被告Bに対する貸付けは、30数年以上前に、被告Bの妻が相続の代償金を支払うために原告から借り入れた資金について、H・M・Cが原告から借り換えたことによるものである（被告B本人尋問調書55頁から57頁まで）。その他の貸付けの開始時期や貸金の使途の全ては明らかではないものの、相当額が、本件各寄付より前に貸付けられていたとかがわかる（被告E本人尋問調書23頁も参照）。

また、MKCは、Hの自宅不動産を所有しており、これをHに賃貸していた（証人P尋問調書35頁、被告E本人尋問調書30頁）。

NBC 平成28年9月30日時点でHに33億3600万円（なお、NBCは、平成30年3月末時点で、SGIから23億6200万円、MKCから7億3500万円の転貸を受

けていた。)

ABS 平成28年9月30日時点でHに11億2428万9000円(なお、ABSは、平成30年3月末時点で、SGTから51億3900万円の転貸を受けており、SGTは、C&Cから89億7000万円、MKCから11億1000万円の転貸を受けていた。)

MKC 平成30年12月26日頃時点でHに7億7300万円

H・M・C 平成29年3月31日時点でHに11億1570万4425円、被告Bに7億5171万5231円、Mに3760万円(なお、H・M・Cは、企業経営研究所から19億2000万円の融資を受けており、企業経営研究所は、上田八木短資株式会社(ファミリー企業ではない。)から28億円の融資を受けていた。)

エ 原告が平成14年及び平成16年に金融庁から検査を受けたこと

原告は、平成14年、金融庁から検査を受け、「大口先、大口グループに係る与信管理については、1社又は1グループ当たりの融資限度額の設定等の具体的な対応策を講じていない。このため、十分な検討を行わないまま、与信残高を増加させている大口先や大口グループが認められる。中でも、非連結対象としているグループ会社については、多額の転貸資金等が長期固定化している実態にある。また、当該グループに対する融資の審査及び債権の管理については、融資関係部署ではない経営企画部が主導的に行っており、けん制機能が働いていない。」という指摘を受けた(乙C10)。

また、原告は、平成16年にも、再度、金融庁から検査を受け、特定管理先の管理に関して、信用リスク管理に関する協議が不十分であること、資金使途や返済財源を検討しないまま融資が実行されていること等につ

いて、指摘を受けた。

オ 原告が平成17年に特定管理先の管理に関する改善計画を策定したこと
原告は、平成17年2月、特定管理先の管理に関する改善計画（甲47
の1、乙C10）（以下「第一次改善計画」という。）を策定し、金融庁
5 に提出した。

上記計画の概要は、次のとおりである。

(ア) 改善の定義等

改善の定義は、次の2点とする。第1点は、特定管理先から他のファミ
リ企業に対する転貸融資が解消されることである。第2点は、債務
10 者区分として要管理先以下の会社がなくなることである。

平成19年3月までに改善を一巡する。

(イ) 第1計画（以下(エ)までの融資額の記載は1000万円未満
切り捨て）

第1計画を最重要課題と位置付け、OCF（融資額135億円、破綻
懸念先）とHBS（融資額55億円、実質破綻先）の2社を対象とする。
15

OCFから平成17年3月までに融資額の約半分である60億円を回
収し、平成18年3月までに残額の65億円を全額回収する（なお、具体
的な回収方法までは第1計画自体には盛り込まれていなかった。）。HBS
は、平成18年3月までに転貸先の清算、資産売却等を行った上で、
20 平成19年3月までに清算する。

(ウ) 第2計画

第2計画の第1ステップは、SGT（融資残高116億円、要管理先）
からBBAMに対する43億6000万円の転貸の処理である。BBAM
は、平成23年度までかけて保有資産である絵画を順次売却し、この
25 売却代金をもってSGTに対する弁済を行う計画である。原告は、この
計画に沿って、SGTから資産売却額相当分全額を回収していく。

第2ステップは、C & C（融資額82億円、要注意先）を不動産保有会社と有価証券保有会社に分割し、有価証券保有会社が原告からの融資を全額解消する。その上で、SURF（融資額34億円、要管理先）とH・R・C（融資額17億円、要管理先）が保有する賃貸用不動産をC & Cの不動産部門に売却し、3社を統合することで、統合後のC & Cの債務を減少させ、営業キャッシュフローによる債権回収を正常化する。SURFは、C & Cに時価で不動産を売却後、清算する。

(エ) 第3計画

第3計画として、SGIR（融資額46億円、要管理先）のランクアップを図る。まず、MKC（融資額137億円、要注意先）からSGIRへの転貸46億5000万円を解消する。具体的には、まず、C & Cを分割した後の有価証券保有会社に、SGIRからOCIに対する転貸（31億1000万円）及びBBAMに対する転貸（13億3000万円）に係る債務を肩代わりさせる。SGIRは、これにより回収した資金によりMKCに対する転貸債務を平成19年3月までに全額返済する。

加えて、SGIRの保有する不動産及び有価証券を合計14億円で売却し、原告からの融資を返済させ、債務を圧縮し、営業キャッシュフローによる債権回収速度を高める。

カ 第一次改善計画の時点におけるファミリー企業の財務状況等

(ア) BBAM

BBAMは、平成6年に設立された会社であり、主として、ビュフェ美術館に係る美術品の売買を営んでいた（甲1・19頁、甲8）。

前記オ(ウ)のとおり、SGTから多額の転貸を受けていた。

(イ) C & C

C & Cは、平成7年に設立された会社であり、クレマチスの丘で「テ

ッセン」(日本料理店)を運営していた。

C&Cは、平成16年7月期において、資産が簿価で92億5400万円、原告からの短期借入金(元本82億5000万円)を含む負債が合計89億5800万円であった。現金収支は年1億1100万円であり、原告に対する債務償還年数は75年を要する状態であった(甲47の1・10葉目)。

(ウ) SURF

SURFは、平成16年9月期において、原告からの融資が34億5000万円、土地及び建物等の資産は時価で8億7600万円であった。平成15年3月期における年間キャッシュフローは6100万円であり、同期における原告からの融資残高36億5000万円を前提とすると、債務償還年数は60年を要する状態であった(甲47の1・11葉目)。

(エ) SGIRの財務状況

SGIRは、平成6年に設立された会社であり、ヴァンジ美術館を運営しており、平成29年に本件財団法人に譲渡するまで、IZU PHOTO MUSEUMも運営していた(甲1・18頁、甲7)。

SGIRは、平成15年12月期において、原告からの借入金残高が87億4700万円、キャッシュフローは4600万円であり、債務償還年数は190年にも及ぶ状態であった(甲47の1・13葉目)。

キ 第一次改善計画のうち第1計画が実施されたこと

OCFは、平成17年3月末までに原告からの融資135億円を完済した(甲47の3)。HBSは、平成18年3月末までに清算処理された(乙C10・15頁)。

ク 原告が平成19年に特定管理先の管理に関する改善計画を策定したこと
原告は、平成19年5月22日、終期を平成24年3月とする特定管理

先第二次改善計画（甲４７の２）（以下「第二次改善計画」という。）を策定し、金融庁に提出した。

上記計画の概要は、次のとおりである。

(ア) SGTの転貸の解消

- 5 SGTからBBAMに対する転貸の解消（第一次改善計画の第２計画のステップ１）は、平成１９年３月末時点で、計画が順調に消化されている。第二次改善計画でも第一次改善計画の進捗を管理していくとともに、極力早期に資産売却及び貸出金回収を図る。

(イ) SGIRの改善

- 10 SGIRは、債務償還に極めて長期間を要すること等から破綻懸念先としている。SGIRからOCI及びBBAMに対する転貸を解消することによりSGIRの債務者区分を要注意先以上へランクアップする。

- スルガ総合保険との合併及び合併会社における有価証券を主とする資産売却により債務圧縮を図る。この資産売却によりMKCに対する返済
15 をし、この返済資金から原告のMKCに対する融資の回収をする。

(ウ) SURFの改善

- SURFは、債務過多であることから金利減免措置を講じており、要
管理先としている。抜本改善は不可能と結論した。当面、キャッシュフ
ローによる返済を管理していくと同時に、上記(イ)の合併後の会社との
20 合併も検討する。

ケ 第二次改善計画の時点におけるファミリー企業の財務状況等（甲４７の
２・１２葉目）

(ア) MKC

- MKCは、平成４年に設立された会社であり、不動産賃貸業のほか、
25 クレマチスの丘において、「リストランテプリマヴェーラ」（イタリアン
レストラン）及び「CIAO CIAO」（ピッツェリア）を営んでいた

(甲 1・18 頁、甲 5、甲 14 のうち不動産担保評価明細と題する書面)。

原告のMKCに対する融資は、当初の返済期限以降、返済期限の延長を繰り返していた(甲 11、12)。

MKCは、平成19年3月期末における原告からの融資額が116億5000万円であり、約定返済期間が20年に及んでいた。

(イ) SGIR

SGIRは、保有する不動産に多額の含み損があり、実質的には債務超過となっており(甲47の2・5葉目、40葉目、甲48の1・12頁)、平成18年12月期における借入金が原告から43億1400万円、MKCから46億6000万円で、年間キャッシュフローが6600万円であり(甲47の2・14葉目)、原告に対する約定返済期間は56年間にも及んでいた。

(ウ) C&C

C&Cは、平成19年3月期末における原告からの融資額が82億3200万円であり、約定返済期間は52年間に及んでいた。

(エ) SURFの財務状況等

SURFは、平成18年12月期末における原告からの融資額32億2000万円を含む負債が36億7660万5000円で、資産は簿価で37億6127万7000円であったが、実際は、不動産に21億1800万円もの多額の含み損があり、債務超過となっていた(甲47の2・24葉目、27葉目)。

コ 第一次改善計画及び第二次改善計画に基づくBBAMからSGT及びSGIRに対する弁済

BBAMは、第一改善計画及び第二次改善計画に基づき、原告に対し、表4の購入金額欄記載の代金(消費税別)で、ベルナール・ビュフェの美術品合計20点を売った(甲35)。

BBAMは、この売買代金で、SGTに対する転貸債務の全額（平成16年9月末時点で43億6000万円）を返済し、残額2億1100万円で、SGIRに対する転貸債務の一部を返済した（甲47の3）。

原告は、本件財団法人に対し、表4の寄付日欄記載の日に、上記美術品のうち少なくとも合計20点を寄付した（甲33及び34）。

表4

寄付日	購入金額	作品名
H17. 1. 21	1 億 7 1 0 0 万円	「ドンキホーテと風車」
不詳	1 億 7 1 0 0 万円	「ドンキホーテとラバ引き」
H17. 10. 5	4 億円	「キリストの復活」
H18. 10. 10	4 億 8 0 0 0 万円	「椅子の踊り子」、「内省」
H19. 3. 19	6 億 7 0 0 0 万円	「相撲力士」、「睨み合い（大乃国）」、「アトリエ」、「家族の肖像」
H19. 9. 26	4 億 7 0 0 0 万円	「ドンキホーテ鳥・洞穴」、「部屋」
H20. 3. 31	3 億 3 0 0 0 万円	「キリストの十字架からの降架」
H21. 3. 26	4 億 7 0 0 0 万円	「キ・ヴェーレンの肖像」、「ドンキホーテと羊の群れ」
H22. 6. 30～ H23. 6. 30	9 億 5 0 0 0 万円	「バレーボール」、「アトリエの裸婦」、「画家とモデル」、「ピカドール」
不詳	5 億 4 0 0 0 万円	「ニューヨーク・マンハッタン」、「手品師」

サ 原告が平成24年に特定管理先の管理に関する改善計画を策定したこと
原告は、平成24年3月5日、特定管理先に関する第三次改善計画（甲
47の3）（以下「第三次改善計画」という。）を策定し、金融庁に提出
した。

5 その骨子は、平成24年4月から平成27年3月までを目標とし、OC
Iが所有する有価証券を処分し、BBAMが所有する建物その他美術品を
処分し、SGIRからの両社に対する転貸（OCIに35億4000万円、
BBAMに14億8900万円）を解消するなどというものであった。

(2) 本件各寄付に共通する事実

10 ア Hが本件各寄付の実施を決定していたこと

Hは、被告Dと財源の有無について相談した上で、本件寄付1から6ま
での実施と時期を決定した。

Hが死亡した後の本件寄付7及び8については、被告Bと承継前被告I
及び被告Dが協議した上で、寄付の実施等を決定した（被告B本人）。

15 イ 本件各寄付を原資とするファミリー企業から原告に対する返済スキーム
の作成（甲44から46まで、乙A39、乙C20、乙C21、証人O、
証人P（ただし、以下の認定に反する部分は除く。））、被告D本人）

20 Oは、平成23年から平成30年6月まで、原告の審査部審査第一部長
であり、ファミリー企業側の担当者であるP及びRと、月1回の頻度で打
ち合わせをしていた。

本件各寄付を原資として原告からファミリー企業に対する融資の回収を
図ることは、これらの関係者周知の大前提となっていた。

25 Oは、Hから指示を受けた被告Dから本件各寄付をすることについて連
絡を受けると、ファミリー企業間の転貸を解消し、できる限り残高を減ら
し、債務者区分の悪いところから回収して引当金を取り崩すという視点か
ら、回収の素案を作り、P及びRと協議した。P及びRが回収の素案を作

成したこともあった。特定管理先が所有している不動産や株式で動かせるものは限られていたため、動かしやすい美術品を所有する特定管理先を中心に考えて回収の素案は作成された。

ウ 本件各寄付を原資として購入する美術品の選定等に本件財団法人が関与
5 していなかったこと等（甲 40、42、43、55、証人N、証人S、争いのない事実）

原告が本件寄付1をした当時、Tは、本件財団法人の常務理事兼業務執行理事を務めており、Uは、本件財団法人の事務局長として勤務していた。両名とも原告に在籍したままであり、給料は原告から支払われ、本件財団
10 法人から支払われていなかった。

同様に、Nは、原告が本件寄付2から8までをした当時、原告に在籍したまま本件財団法人の常務理事兼業務執行理事兼事務局長を務めており、給料は原告から支払われ、本件財団法人から支払われていなかった。

本件財団法人には、上記各常務理事1名の外に運営実務を担う実働の理事
15 は存在しなかった。また、本件財団法人には、学芸員が3名いたものの、美術品の鑑定を行う専門家等はいなかった。

Nは、本件寄付2から8までについて、原告の経営企画部長であったSから、本件財団法人における稟議書の作成、原告に送付する寄付要請書等の授受、原告からの寄付金の送金時期等について具体的に記載されたスケジュール表を予め送付され、Sからの指示どおりに寄付要請書等を作成する
20 などしていた。Sは、上記スケジュール表を作成するに当たり、毎回、承継前被告Iに対し、最終的なスケジュールの確認を求めるなどしていた。

本件各寄付を原資として購入する美術品の選定には、Nや本件財団法人の職員及び理事などは関与しておらず、ファミリー企業を運営していたQ、R及びPが決めており、原則として、金額の高いものから順に寄付金
25

額である 6 億円にあわせて選んでいた。

エ 本件各寄付後に美術品の展示場所が変更されなかったこと

5 本件寄付 2 から 7 までを原資として本件財団法人が購入した美術品は、いずれもヴァンジ美術館及び I Z U P H O T O M U S E U M に展示されていた美術品であり、本件財団法人が購入した後もヴァンジ美術館等に展示されており、ヴァンジ美術館を運営する S G I R は本件財団法人に賃料を支払っていた（甲 4 0）。

(3) 本件各寄付に係る個別の事実

ア 本件寄付 1 に係る事実

10 (ア) 本件寄付 1 の承認手続等

前記のとおり、第三次改善計画では、本件財団法人が、B B A M の所有する不動産（本件財団法人が B B A M から賃借していたビュフェ美術館の第 2 新館）を購入し、その購入資金は原告が本件財団法人に寄付することとされていた。本件寄付 1 は、この計画に沿って行われた。

15 原告の経営企画部は、平成 2 4 年 4 月 2 0 日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告 B、承継前被告 I 及び被告 D 等が承認の決済をした。その内容は、第 2 新館等現在使用している建物を購入することにより、ビュフェ美術館の総合的なリニューアルを実施することを目的とし、本件財団法人に 6 億円を寄付すること、購入先
20 は B B A M、購入物件は第 2 新館、事務所棟及び野外劇場とするというものであった（甲 1 8 の 1）。同月 2 6 日、原告の経営会議が開かれ、H、被告 B 及び承継前被告 I 及び被告 D から参加者全員が上記寄付を了承した（甲 1 9 の 1 の 1）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲 1 9 の 1 の 2）。

25 (イ) 本件寄付 1 に係る返済スキーム

本件寄付 1 を原資として、図 2（甲 1 ・ 6 0 頁）のとおり、原告から

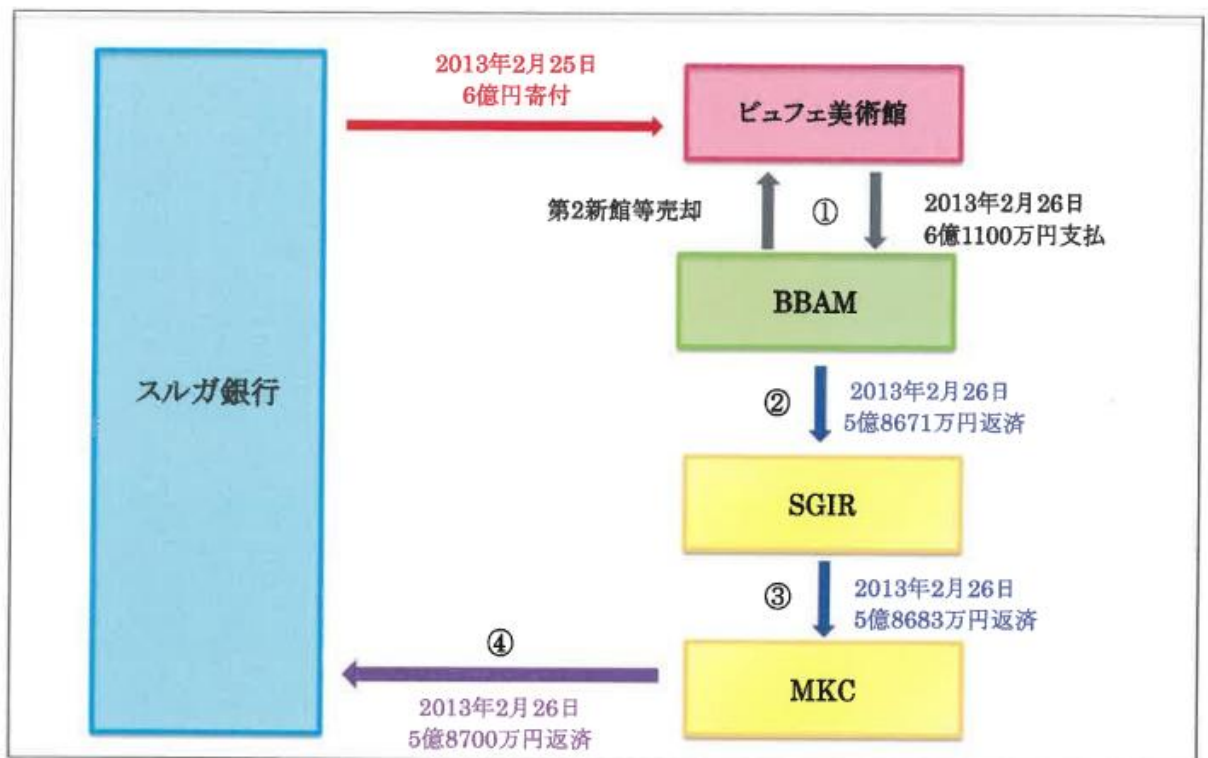
ファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等がされた。

本件財団法人は、原告から本件寄付1を受けた日（平成25年2月25日）の翌日（同月26日）、BBAMから、ビュフェ美術館の第2新館等の不動産（本件財団法人がBBAMから賃借して使用していたもの）を買って、代金6億1100万円を支払った。

同日、BBAMは、SGIRからの転貸債務の返済として5億8671万円を支払った。同日、SGIRは、MKCからの転貸債務の返済として5億8683万円を支払った。これを受けて、同日、MKCは、原告からの融資の返済として合計5億8700万円を支払った。

図2

1 第1回目



(ウ) 上記返済後のSGIRの財務状況等

平成26年12月期のSGIRの主要な資産は、OCIに対する転貸

債権（簿価３３億８５００万円）、ＢＢＡＭに対する転貸債権（簿価１億１５００万円）、ヴァンジ美術館及び原告の清水駅支店が入居するビル等の不動産であった。このうちＢＢＡＭに対する転貸債権は、当時、ＢＢＡＭに資産がなく、回収可能性がなかった。また、上記不動産には、
5 いずれも原告のＳＧＩＲに対する融資を被担保債権とする担保権が設定されていた（甲１・４８頁）。

ＯＣＩは、事業を営まない有価証券を保有する会社であり、遅くとも平成２９年１０月期において、債務超過に陥っていた。ＯＣＩは、ＳＧＡ株２０００株、ＳＧＩ株１万５３００株、スルガ総合保険株７３３０株を保有していたものの、これらの時価は合計２３億９９００万円程度
10 であり、ＳＧＩＲのＯＣＩに対する転貸債権の残元本額２７億３４００万円を下回っていた。

このように、ＳＧＩＲは、原告からの融資及びＭＫＣからの転貸に係る各債務があり、本件寄付１を原資とした前記返済後も大幅な債務超過
15 の状態にあった。

(エ) 前記返済後のＭＫＣの財務状況等

ＭＫＣの平成２５年８月期における売上高は４億６１００万円で、営業損失が８８００万円、平成２６年８月期の売上高は６億０４００万円で、営業利益が１億０３００万円、平成２７年３月期の売上高は２億３
20 ４００万円、営業損失が５３００万円（いずれも１００万円以下は切り捨て）であった。原告からの融資に比して売上高や利益は十分ではなく、営業キャッシュフローから返済できる見込みは乏しかった。ＭＫＣの有する資産には確実に換価できるものもなかったから、原告からの融資を合理的な期限内に返済できる見込みはなかった（甲１・４９頁、５０頁）。

ＭＫＣは、本件寄付１の後の平成２７年３月期でもＳＧＩＲに対する
25 転貸債権が簿価で４８億０８００万円残っており、ほとんど解消されて

いなかった（甲１・４７頁）。MKCは、NBC及びSGTに対する転貸債権を有していたものの、回収可能性は乏しかった。具体的には、NBC及びSGTとも事業を行っておらず、NBCの資産の大半は、Hに対する転貸債権であった。NBCは、SGIからも２３億円超の転貸を受けており、SGTは、C&Cから９０億円近い転貸を受けていた。

SGTの主な資産（平成３０年３月期）は、ABS等のファミリー企業に対する転貸債権であり、SGTの転貸先であるファミリー企業は、いずれも大幅な債務超過に陥っていた（甲１・７８頁、７９頁）。

イ 本件寄付２に係る事実

10 (ア) 本件寄付２の承認手続

原告の経営企画部は、平成２６年３月１８日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、クレマチスの丘の文化遺産について、CSRの一環から広く地域への文化的貢献のため、本件財団法人に対し、美術品購入のための寄付を行うことを主旨とし、本件財団法人に６億円を寄付し、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ作の彫刻８点を購入するというものであった（甲１８の２）。同月２０日、原告の経営会議が開かれ、H、被告B及び承継前被告I及び被告Dら参加者全員が上記寄付を了承した（甲１９の２の１）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲１９の２の２）。

(イ) 本件寄付２に係る返済スキーム

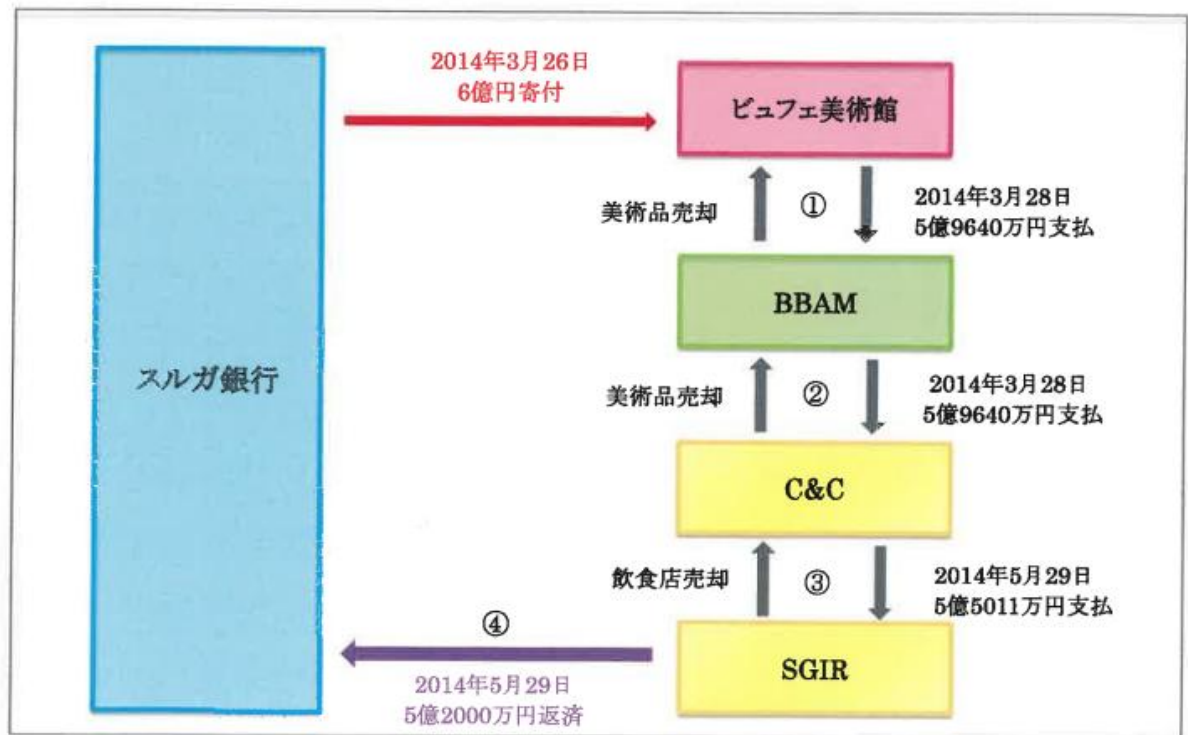
本件寄付２を原資として、図３（甲１・６１頁）のとおり原告からファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等がされた。

原告は、本件財団法人に対し、平成２６年３月２６日、６億円を寄付した。同月２８日、本件財団法人は、BBAMから、美術品８点を購入

して代金 5 億 9 6 4 0 万円を支払った。同日、B B A M は、C & C から、当該美術品を購入して同額を支払った。その約 2 か月後である同年 5 月 2 9 日、C & C は、S G I R から「テッセン」（日本料理店）を代金 5 億 5 0 1 1 万円で購入して支払った。同日、S G I R は、原告に対し、融資の返済として 5 億 2 0 0 0 万円を支払った。

図 3

2 第 2 回目



ウ 本件寄付 3 に係る事実

(ア) 本件寄付 3 の承認手続

原告の経営企画部は、平成 2 6 年 9 月 2 5 日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告 B、承継前被告 I 及び被告 D 等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付 2 と同じ主旨で本件財団法人に 6 億円を寄付し、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ作の彫刻 3 5 点を購入するというものであった（甲 1 8 の 3）。同

日、原告の経営会議が開かれ、H、被告B及び承継前被告I及び被告D
ら参加者全員が上記寄付を了承した（甲19の3の1）。また、原告の
取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の3の2）。

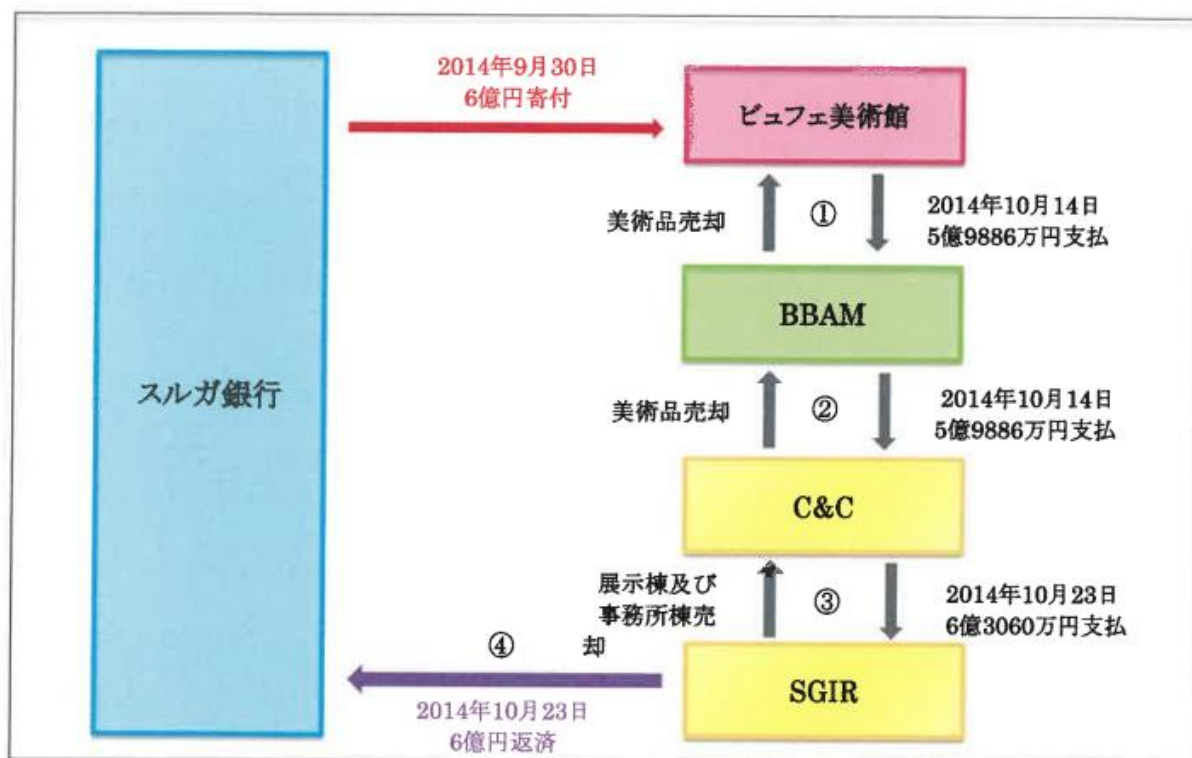
(イ) 本件寄付3に係る返済スキーム

5 本件寄付3を原資として、図4（甲1・62頁）のとおり原告からフ
ァミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等が
された。

10 原告は、本件財団法人に対し、平成26年9月30日、6億円を寄付
した。その2週間後である同年10月14日、本件財団法人は、BBA
Mから美術品を購入し、代金5億9886万円を支払った。同日、BB
AMは、当該美術品をC&Cから購入して代金5億9886万円を支払
った。同月23日、C&Cは、SGIRから、ヴァンジ美術館展示棟及
び事務所等を購入し、代金6億3060万円を支払った。同日、SGI
Rは、原告からの融資の返済として6億円を支払った。

15 図4

3 第3回目



エ 本件寄付4に係る事実

(ア) 本件寄付4の承認手続

原告の経営企画部は、平成27年3月6日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付2と同じ主旨で、本件財団法人に6億円を寄付すること、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ作の彫刻39点を購入することというものであった（甲18の4）。

同月19日、原告の経営会議が開かれ、H、被告B及び承継前被告I及び被告Dら参加者全員が上記寄付を了承した（甲19の4の1）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の4の2）。

(イ) 本件寄付4に係る返済スキーム

本件寄付4を原資として、図5（甲1・63頁）のとおり原告からフ

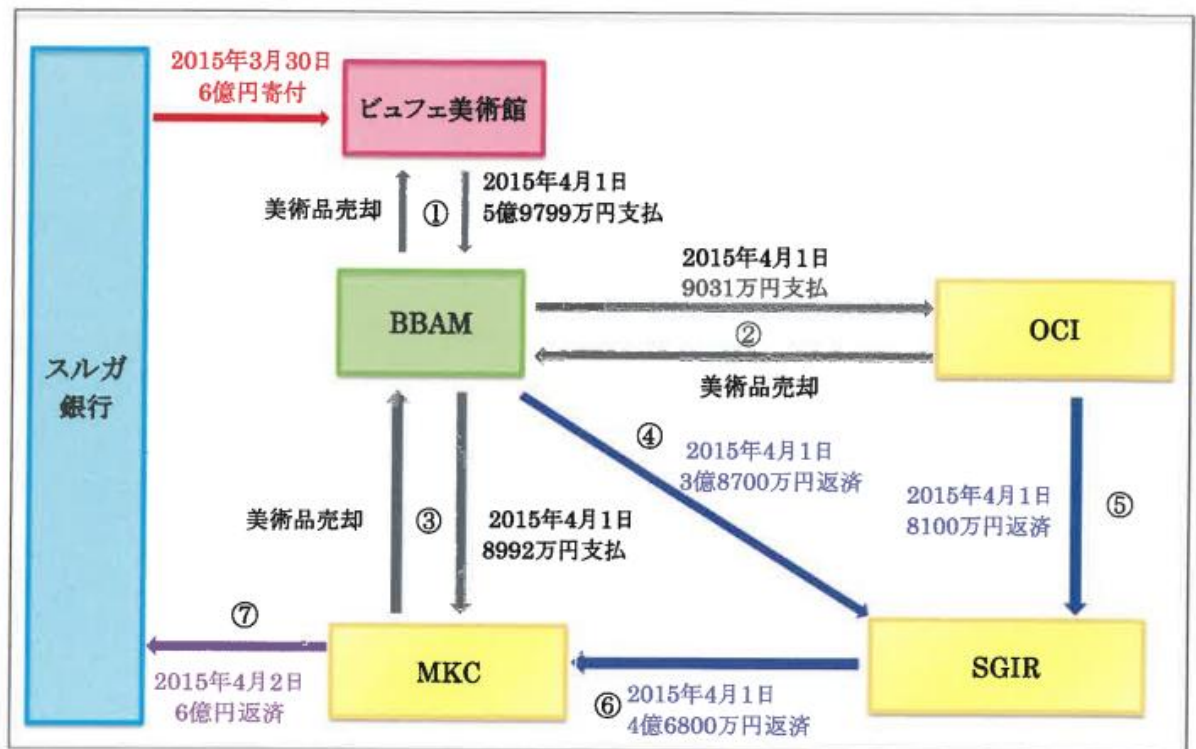
ファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等がされた。

原告は、本件財団法人に対し、平成２７年３月３０日、６億円を寄付した。

5 その２日後の同年４月１日、本件財団法人は、ＢＢＡＭから美術品３
50点（このうち３２９点は、ＢＢＡＭが保有していたもの）を購入し、
代金５億９７９９万円を支払った。同日、ＢＢＡＭは、ＯＣＩから上記
美術品のうち３点を購入し、代金９０３１万円を支払い、ＭＫＣから上
10 記美術品のうち１８点を購入し、代金８９９２万円を支払った。同日、
ＢＢＡＭは、ＳＧＩＲからの転貸の返済として３億８７００万円を支払
い、ＯＣＩは、ＳＧＩＲからの転貸の返済として８１００万円を支払っ
た。同日、ＳＧＩＲは、ＭＫＣからの転貸の返済として４億６８００万
円を支払った。ＭＫＣは、その翌日である同月２日、原告からの融資の
返済として６億円を支払った。

15 図５

4 第4回目



オ 本件寄付5に係る事実

(ア) 本件寄付5の承認手続

原告の経営企画部は、平成27年8月26日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付2と同じ主旨で、本件財団法人に6億円を寄付すること、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ作の彫刻等13点を購入することというものであった（甲18の5）。同年9月17日、原告の経営会議が開かれ、H、被告B及び承継前被告I及び被告Dら参加者全員が上記寄付を了承した（甲19の5の1）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の5の2）。

(イ) 本件寄付5に係る返済スキーム

本件寄付5を原資として、図6（甲1・64頁）のとおり原告からフ

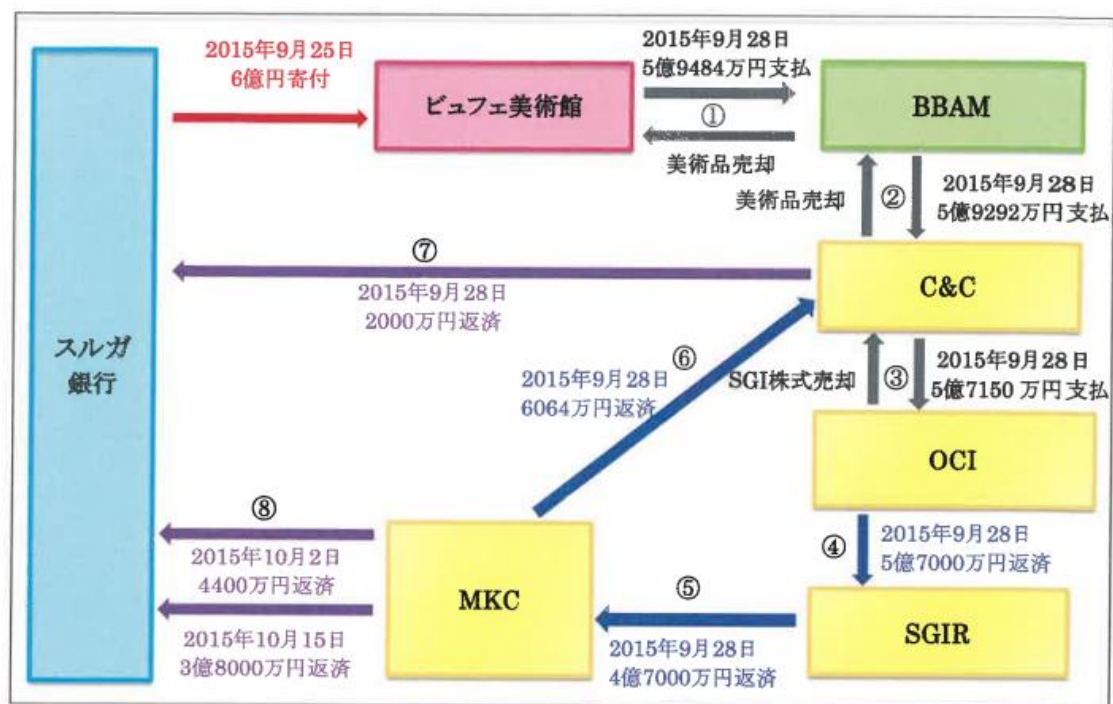
ファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等がされた。

原告は、本件財団法人に対し、平成27年9月25日、6億円を寄付した。同月28日、本件財団法人は、BBAMから、美術品13点を購入して、代金5億9484万円を支払った。BBAMは、C&Cから、上記美術品のうち9点を購入して、代金5億9292万円を支払った。C&Cは、OCIから、SGIの株式を購入して、代金5億7150万円を支払った。OCIは、SGIRからの転貸の返済として5億7000万円を、SGIRは、MKCからの転貸の返済として4億7000万円を、MKCは、C&Cからの転貸の返済として6064万円を、C&Cは、原告からの融資の返済として2000万円をそれぞれ支払った。

MKCは、同年10月2日及び同月15日、原告からの融資の返済としてそれぞれ4400万円及び3億8000万円を支払った。

図6

5 第5回目



カ MKC及びC&Cによる原告株の売却と原告に対する返済等（甲1・4
1頁～54頁）

原告は、平成27年10月30日時点において、MKCに対し、貸金債
5 権（元本残高88億3300万円）を有していた（甲14）。

MKCは、同年9月30日時点において、原告の株式172万6000
株（同日の終値2216円を乗じると合計38億2481万6000円）
を保有しており、原告は、そのうち171万株に質権を設定していた（甲
9、10）。

10 原告は、同年10月30日、上記担保を解除する決定をした。

MKCは、同年11月11日、原告に対し、上記株式を41億2543
万6000円で売却し、このうち18億6500万円を原告からの融資の
返済に充てた。

また、原告は、同年10月30日時点において、C&Cに対し、貸金債
15 権（元本残高55億5100万円）を有していた。

C & Cは、同年9月30日時点において、原告の株式453万5300株（同日の終値2216円を乗じると合計100億5022万4800円）を保有していたものの、担保に付されていなかった。

5 C & Cは、同年11月11日、上記株式を合計105億5332万9500円で売却し、このうち3億円を原告からの融資の返済に充てた。

他方で、MKCとC & Cは、同月20日、上記売買代金等から合計102億円をSGTに資金移動し、この資金はファミリー企業間での資金移動を経て、上田八木短資株式会社に対する合計約100億円の債務の返済に充てられた。

10 （原告及び参加原告らは、本件訴訟において、原告によるMKCに対する上記担保解除に係る損害賠償請求もしていたが、訴外で和解が成立したことから、当該請求に係る訴えを取り下げた。）

キ 本件寄付6に係る事実

（ア）本件寄付6の承認手続

15 原告の経営企画部は、平成28年3月2日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、H、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付2と同じ主旨で、本件財団法人に6億円を寄付すること、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ作の彫刻15点を購入することというものであった（甲18の
20 6）。同月17日、原告の経営会議が開かれ、H、被告B及び承継前被告I及び被告Dら参加者全員が上記寄付を了承した（甲19の6の1）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の6の2）。

（イ）本件寄付6の返済スキーム

25 本件寄付6を原資として、図7（甲1・65頁）のとおり原告からファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等が

された。

原告は、本件財団法人に対し、平成28年3月24日、6億円を寄付した。BBAMは、C&C、SGT、NST及びSURFから、同月30日、美術品を購入し、代金合計5億9940万円を支払い、本件財団法人に対し、同じ代金額でこれらの美術品を売却した。

SGTは、同年4月1日、MKCからの転貸の返済として1億2000万円を支払った。

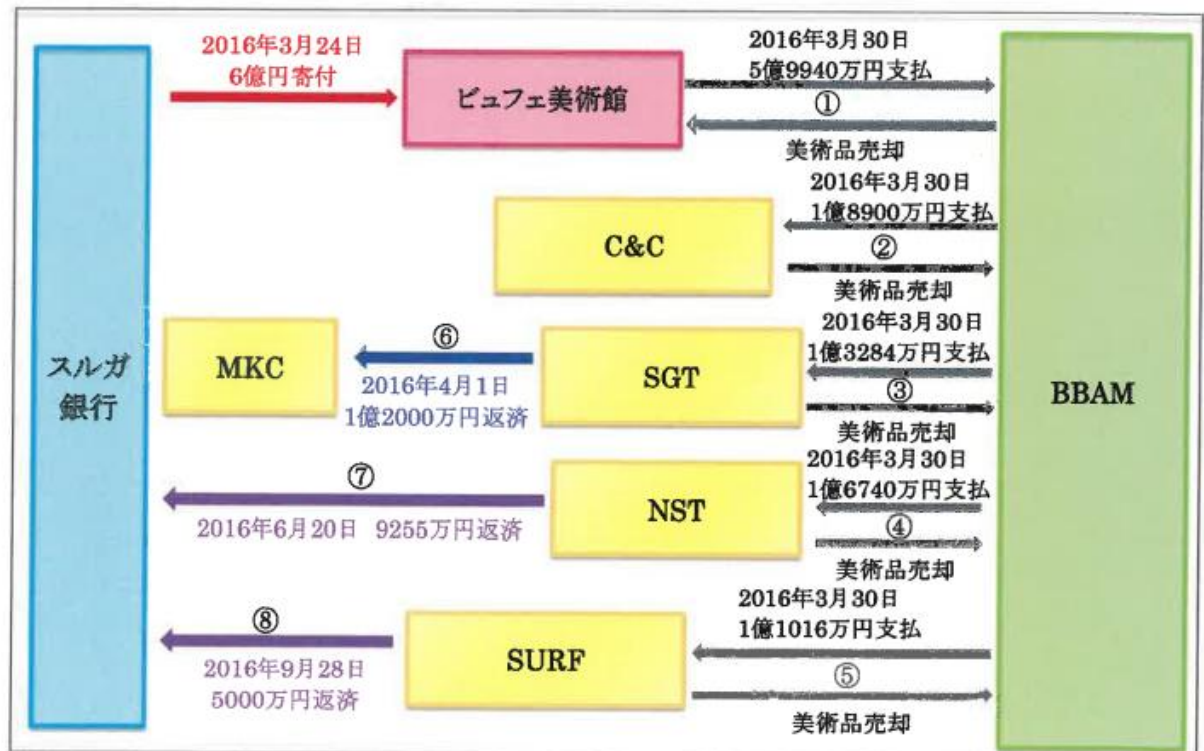
NSTは、同年6月20日、原告からの融資の返済として合計9255万円を支払った。

10 SURFは、同年9月28日、原告からの融資の返済として5000万円を支払った。

なお、BBAMは、平成28年9月30日、株主総会の決議により解散し、その後、特別清算された（甲8）。

図7

6 第6回目



ク 本件寄付7に係る事実

(ア) 本件寄付7の承認手続

原告の経営企画部は、平成28年12月7日付けで本件財団法人に対する寄付に関する稟議書を作成し、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付2と同じ主旨で、本件財団法人に6億円を寄付すること、本件財団法人において、ジュリアーノ・ヴァンジ等の彫刻96点を購入することというものであった（甲18の7）。同月20日、原告の経営会議が開かれ、被告B及び承継前被告I及び被告Dら参加者全員が上記寄付を了承した（甲19の7の1）。また、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の7の2）。

(イ) 本件寄付7に係る返済スキーム

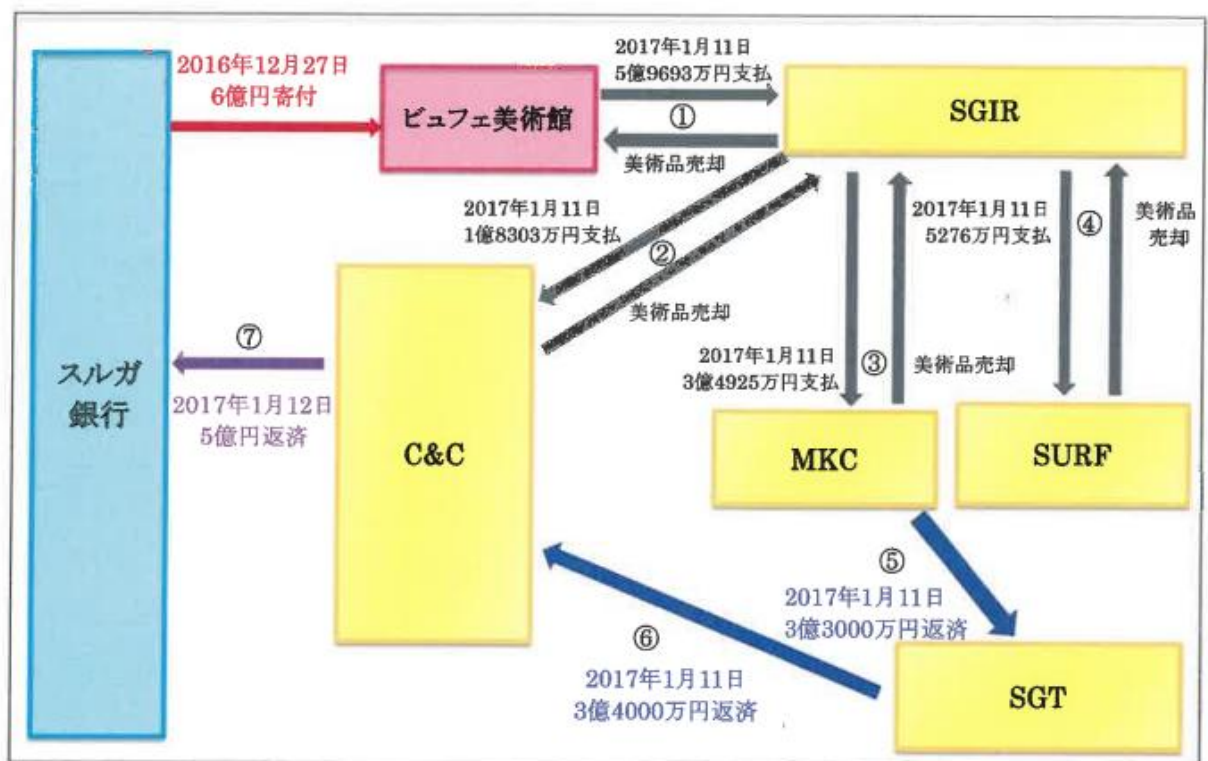
本件寄付7を原資として、図8（甲1・66頁）のとおり原告からファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等が

された。

原告は、本件財団法人に対し、平成28年12月27日、6億円を寄付した。SGIRは、C&C、MKC及びSURFから、平成29年1月11日、美術品合計95点を購入して、代金合計5億8504万円を支払い、本件財団法人に対し、これらを含む美術品合計96点を代金5億9693万円で売った。同日、MKCは、SGTからの転貸の返済として3億3000万円を支払い、SGTは、C&Cからの転貸の返済として3億4000万円を支払った。C&Cは、同月12日、原告からの融資の返済として5億円を支払った。

図8

7 第7回目



ケ 本件寄付8に係る事実

(ア) 本件寄付8に係る承認手続

原告の経営企画部は、平成29年6月7日付けで本件財団法人に対す

る寄付に関する稟議書を作成し、被告B、承継前被告I及び被告D等が承認の決済をした。その内容は、本件寄付2と同じ主旨で、本件財団法人に5億6200万8000円を寄付すること、本件財団法人において、IZU PHOTO MUSEUM及びクレマチスの丘の第一駐車場を
5 購入することというものであった（甲18の8）。同月21日、原告の取締役会が開かれ、上記寄付が承認された（甲19の8）。

(イ) 本件寄付8に係る返済スキーム

本件寄付8を原資として、図9（甲1・67頁）のとおり原告からファミリー企業に対する融資及びファミリー企業間の転貸に係る返済等が
10 された。

原告は、本件財団法人に対し、平成29年6月27日、5億6200万円を寄付した。

本件財団法人は、同月30日、MKCからクレマチスの丘第一駐車場を購入して代金1億6700万円を、SGIRからIZU PHOTO
15 MUSEUMの土地及び建物を購入して代金3億9500万円をそれぞれ支払った。

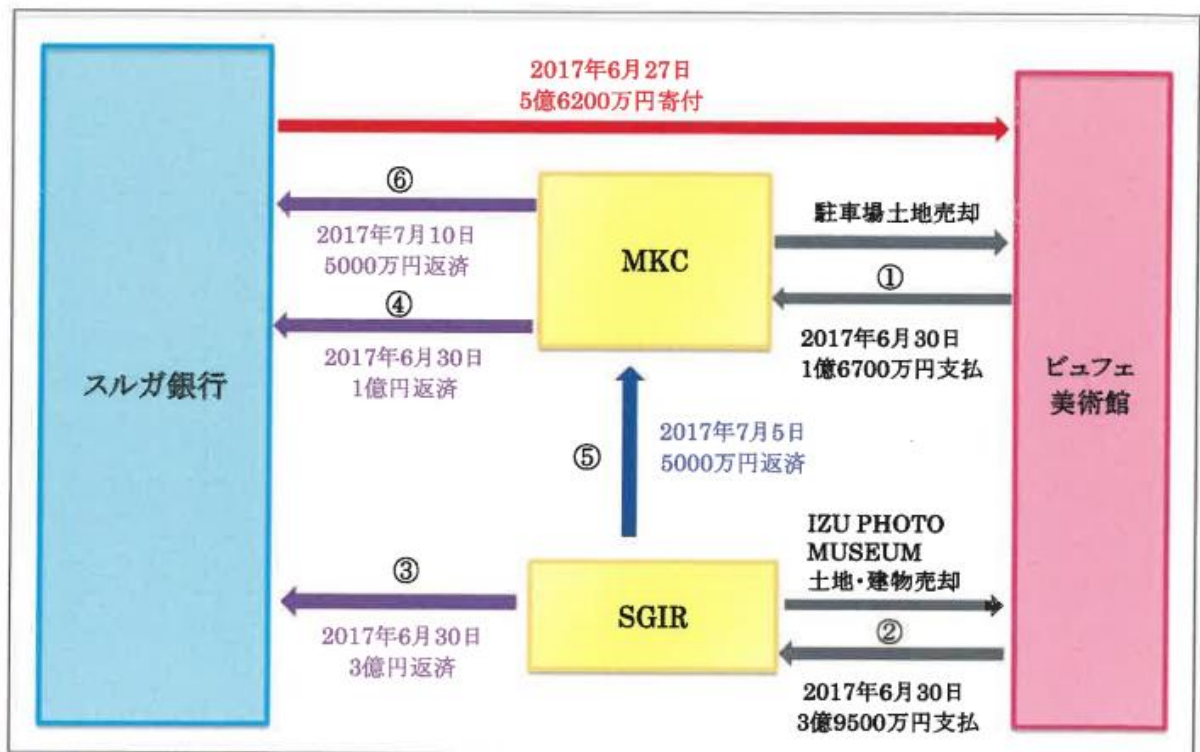
同日、原告からの融資に対する返済として、MKCが1億円を、SGIRが合計3億円を支払った。

SGIRは、同年7月5日、MKCからの転貸の返済として5000
20 万円を支払った。

MKCは、同月10日、原告からの融資の返済として5000万円を支払った。

図9

8 第8回目



2 争点1（本件各寄付に係る善管注意義務違反・忠実義務違反の成否）

(1) 取締役の善管注意義務・忠実義務の内容

民法644条によれば、取締役は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。また、会社法355条によれば、取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

したがって、取締役は、専ら会社の利益のために行動すべき義務を負い、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ってはならない。会社と取締役の利益が相反するときは、会社の利益を優先させるのが当然の義務であり、取締役が当該義務を怠った場合には任務懈怠責任を負うというべきである。

また、会社法356条1項の定める承認の前提となる重要な事実の開示は、株主総会・取締役会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供する

ために行われるから、重要性の判断も、この見地からなされなければならない。取締役会の承認を得た場合であっても、このような重要な事実の開示がされなかった場合には、当該承認は有効な承認とはいえず、当該取引を行った取締役等は、法令違反行為をしたものとして任務懈怠責任を負うというべきである。

(2) 本件の検討

ア 本件各寄付の承認決議に当たり取締役会で開示すべき重要な事実

寄付それ自体は法的には贈与であって、無償行為であるから、寄付者には、経済的には損失が生じ、利益はないことが通常である。しかしながら、近年、企業が社会的責任（CSR）を果たすことが求められ、これが投資行動にも影響を及ぼし得るものであること等からすると、寄付が無償取引であることをもって、直ちに会社の目的遂行の上で必要なものではなく、会社を害する行為に当たるとすることはできない(最高裁判所昭和41年(オ)第444号同45年6月24日大法廷判決・民集24巻6号625頁参照)。もっとも、取締役が会社を代表して寄付をなすに当たっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位及び寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、その範囲を超え、不相応な寄付をすることは取締役の忠実義務に反するものと解される(前記最判参照)。

また、会社が、取締役自身や取締役が代表する第三者に対して寄付をする場合、純然たる第三者に対する寄付と比較してより会社を害する危険性があり得ることは否定できないところであって、取締役が、その職務上の地位を利用し、専ら自己又は第三者の利益のために寄付した場合には、いうまでもなく忠実義務に反するというべきであるし、手続的には銀行内部での明確な計画の策定とその正式な承認が欠かせないというべきである。

イ 前記1(2)及び(3)のとおり、本件各寄付は、ビュフェ美術館の建物の総

合的な耐震工事等を実施するため(本件寄付1)、SGIRによって運営されていたヴァンジ美術館の所蔵品について、将来的な相続や資金難等による散逸のおそれを回避するため、ビュフェ美術館に上記所蔵作品等を移管・集約し、クレマチスの丘における美術品を同一地域に残し、同地域での文化的事業をより安定的に維持するため(本件寄付2から7まで)、ビュフェ美術館が、IZU PHOTO MUSEUMの土地及び建物並びにクレマチスの丘のメイン駐車場(第1駐車場)を取得するため(本件寄付8)といった内容を目的とし、原告の取締役会で承認決議がされたものである。

しかしながら、本件寄付1に関する稟議書(甲18の1)によれば、ビュフェ美術館の本館や新館については、天井それ自体や天井や壁に設置された諸設備の落下防止等の耐震補強が必要で、それに伴う設備の更新を行う必要があること、第2新館、事務所棟は構造等は問題がないが、設備の交換が必要であることなどが説明されている。とはいえ、本件寄付1は第三次改善計画に沿って行われたものであるところ、殊更にこれらの工事を本件寄付1の時期に行わなければならない必要性があったのかについては疑義もある。

また、ヴァンジ美術館を運営していたSGIRの株主は、ファミリー企業4社のみであったこと、SGIRの借入金は、原告からの直接融資とファミリー企業であるMKCからの転貸のみであったことが認められる(甲47の3)。そうすると、少なくともSGIRが保有するヴァンジ美術館の美術品等について、将来的に、原告からの貸付けや転貸の解消がされるなどする過程で、抽象的には相続や資金難等による散逸のおそれがないとはいえないとしても、本件各寄付の時点において、その現実的かつ具体的なおそれがあったとまではうかがわれない。しかも、前記のとおり、前記各寄付後も、ヴァンジ美術館等の所蔵品の展示場所は変更されておらず、所蔵作品等の移管・集約も実施されてはいないことが認められる。したが

って、これらの寄付についても、原告の取締役会等における稟議で説明された目的が、実際の必要性があり、実体を伴うものであったかは疑わしい。

一方で、本件各寄付を実施するに当たっては、原告の代表取締役である被告Bが理事を務めるビューフェ美術館に対する本件各寄付を原資として、
5 順次、同美術館とファミリー企業との間、ファミリー企業同士の間で取引が循環し、ファミリー企業間の転貸の解消やファミリー企業から原告に対する融資の返済等が行われることを予定する返済スキームが作成されていた。この返済スキームは、原告が本件各寄付を通じて資金を提供することにより、ファミリー企業の資産を現金化させ、他のファミリー企業からの
10 転貸を解消させ若しくは原告に還流させることで原告からの融資を削減し又はファミリー企業の運転資金を融通する目的と実質を有するものであった。すなわち、本件各寄付は、目的とするCSRについて、必要性や実体があるかについて疑義があることをさておくとしても、その全体を通してみれば、原告の経済的出捐をもって、融資先であるファミリー企業
15 に係る原告への負債の弁済に充てること、あるいはそのような形で融資先であるファミリー企業の経営を支援することを目的としていたものである。

銀行の業務は、公共性を有し、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営が図
20 らなければならない（銀行法1条参照）ところ、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること等を考慮すれば、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図ると
いう観点からみて、銀行の取締役の善良な管理者としての注意義務として、融資元利金の回収や債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等
25 を調査し、合理的かつ相当な債権回収・債権保全を図るべき義務を負う。

そうすると、本件各寄付に当たっては、少なくとも、原告が自ら出捐し

た資金が還流して、原告の取締役やその親族が実質的に経営に關与するファミリー企業の原告に対する負債の弁済にあてられることの相当性や合理性、支援の対象となるファミリー企業の将来の経営改善の見込みや経営支援の必要性及び合理性等を検討し、他に、CSR目的をも両立させられるより合理的で相当な方策の有無を含め、本件寄付を行うか否かを判断する必要があったというべきである。

以上によれば、取締役会において本件各寄付の承認決議をするに当たっては、少なくとも、①上記のような返済スキームが予定されていること（前記第2の4(1)（原告及び参加原告らの主張）エ(オ) a の事実）及び②支援の対象となるファミリー企業の経営改善の見込みや経営支援の必要性及び合理性に関する事実（同 d 及び e の各事実）を開示しなければ、本件各寄付について承認をすべきか判断することはできなかったというべきである。実際、この点が明らかにされていれば、本件各寄付について特段の議論のないまま全員異議なく賛成とはならなかったかもしれない旨の陳述書を提出している社外取締役が存在する（甲54）し、少なくとも信用リスク委員会や経営会議に出席していなかった取締役らにおいては、本件各寄付に係る承認決議の時点において、上記①及び②の各事実を知り得たとは認められない。

したがって、少なくとも上記①及び②の各事実は、本件各寄付の承認決議に当たり取締役会で開示すべき会社法356条1項所定の重要な事実当たる。

そして、本件各寄付に係る取締役会の承認決議に当たり、前記の重要な事実がいずれも開示されなかったことは、当事者間に争いがない。

これは法令違反に当たるから、この点について故意又は過失のあった取締役については、直ちに任務懈怠が成立するというべきである。

なお、被告らは、本件各寄付の目的がCSR目的であったなどと主張す

る。しかしながら、寄付が無償行為であることも踏まえると、CSR目的がありさえすれば、形式的に両立する他の目的がいかなるものであっても、これを捨象して、寄付を行うことが当然に許されるものとはいえない。本件各寄付には、CSR目的と両立する別の目的もあったのであるから、別の目的も明らかにして、上記のような観点から検討することが不可欠であつたというべきであるから、この点に関する被告らの主張は上記判断を左右するものではない。

ウ 本件各寄付及びそれを原資とする返済スキームの内容の合理性及び相当性について

本件各寄付に係る返済スキームによって支援を受けたファミリー企業は、いずれも将来の経営改善の見込みが欠落していたことなどが認められる。したがって、そもそも、本件各寄付を通じた原告への債務の返済ないしは経営支援によって、債務の削減を図り、かつ運営資金を融通しつつ、これらの企業の存続を図ろうとしたことが、経営判断としての合理性及び相当性を有していたかについては、以下のとおり疑念がある。

(ア) S G I Rの財務状況等

前記のとおり、S G I Rは、本件寄付6を除く本件各寄付に係る返済スキームを通じて、資金の融通を受けたことが認められる。

前記1(1)カ(エ)のとおり、S G I Rは、平成15年12月期において、原告からの融資残高が87億4700万円あつたのに対し、キャッシュフローはわずか4600万円しかなく、キャッシュフローに基づく債務償還年数は190年にも及ぶ状態となっていた。また、前記1(1)ケ(イ)のとおり、遅くとも平成18年12月期までには、実質的に債務超過となっており、原告に対する約定返済期間は56年間となっていた。さらに、前記1(3)ア(ウ)のとおり、本件寄付1の後も、S G I Rは、原告からの融資及びMK Cからの転貸に係る各債務があり、大幅な債務超過の

状態にあった。

そして、SGIRについて、将来の経営改善の見込みがあることを示す事情はうかがわれない。

(イ) MKCの財務状況等

5 前記のとおり、MKCは、本件寄付2及び3を除く本件各寄付に係る返済スキームを通じて、資金の融通を受けたことが認められる。

 前記1(1)ケ(ア)のとおり、原告のMKCに対する融資は、当初の返済期限以降、返済期限の延長を繰り返しており、平成19年3月期末における融資額は116億5000万円あり、約定返済期間は20年に及んでいた。また、前記1(3)ア(エ)のとおり、MKCは、本件寄付1の後も、原告からの融資に比して非常に小さな売上高や利益しか上げられておらず、営業キャッシュフローから返済できる見込みは乏しかった。確実に換価できる資産や回収できる資産もなかった。

10 そして、MKCについて、将来の経営改善の見込みがあることを示す事情はうかがわれない。

 また、前記1(1)ウのとおり、MKCは、Hに多額の転貸をし、Hに多額の転貸をしていたNBC及びSGTに対しても多額の転貸をしていたこと、SGTはHに多額の転貸をしていたABSに多額の転貸をしていたことが認められる。また、前記1(3)ア(エ)のとおり、SGT及びABSも大幅な債務超過に陥っていたことが認められる。MKCに資金を融通して、その存続を支援したことは、Hに対する転貸を維持することにつながるものであって、原告との利益相反性が高いものであったといえる。

(ウ) C&Cの財務状況等

25 前記のとおり、C&Cは、本件寄付1、4及び8を除く本件各寄付に係る返済スキームを通じて、資金の融通を受けたことが認められる。

前記 1 (1)カ(イ)のとおり、C & Cは、平成 1 6 年 7 月期において、資産が簿価で 9 2 億 5 4 0 0 万円であったのに対し、原告からの短期借入金（元本 8 2 億 5 0 0 0 万円）を含む負債が合計 8 9 億 5 8 0 0 万円もあり、現金収支は年 1 億 1 1 0 0 万円しかなく、原告に対する債務償還年数は 7 5 年を要する状態であった。また、前記 1 (1)ケ(ウ)のとおり、C & Cは、第一次改善計画の実施後である平成 1 9 年 3 月期末においても原告からの融資額が 8 2 億 3 2 0 0 万円あり、約定返済期間は 5 2 年間に及んでいた。

したがって、C & Cについても、資産を維持したままで、将来の経営改善の見込みがあることを示す事情はうかがわれない。

(エ) S U R F の財務状況等

前記のとおり、S U R Fは、本件寄付 6 及び 7 に係る返済スキームを通じて、資金の融通を受けたことが認められる。

前記 1 (1)カ(ウ)のとおり、S U R Fは、平成 1 6 年 9 月期において、原告からの融資が 3 4 億 5 0 0 0 万円あったのに対し、土地及び建物等の資産は時価で 8 億 7 6 0 0 万円しかなかった。平成 1 5 年 3 月期における年間キャッシュフローも 6 1 0 0 万円にすぎず、同期における原告からの融資残高 3 6 億 5 0 0 0 万円を前提とすると、債務償還年数は 6 0 年を要する状態であった。

また、前記 1 (1)ケ(エ)のとおり、平成 1 8 年 1 2 月期末における原告からの融資額 3 2 億 2 0 0 0 万円を含む負債が 3 6 億 7 6 6 0 万 5 0 0 0 円あったのに対し、資産は簿価で 3 7 億 6 1 2 7 万 7 0 0 0 円となっていた。しかし、実際は、不動産に 2 1 億 1 8 0 0 万円もの多額の含み損があり、債務超過となっていた。

これらのことからすると、S U R Fについても、将来の経営改善の見込みがあることを示す事情はうかがわれない。

エ Hの責任

前記1(2)アのとおり、本件寄付1から6までは、Hが実施を決めたものである。また、前記1(2)イのとおり、Oは、被告Dから連絡を受け、本件各寄付による前記の返済スキームを策定していたのであるが、被告Dは、このことについてHから指示を受けてOに返済スキームの作成を指示していたことが認められる。そして、ファミリー企業を運営していたPらが、最終的な決定権を有するHに報告することもなく、無断で返済スキームに基づく返済等を実施したとは考えにくい。

前記1(1)イ(ウ)記載のとおり、M関連企業以外のファミリー企業の株式及び持分は、これらのファミリー企業が相互に持ち合っており、資本構造が入り組んだ形で、部分的又は重層的に、ファミリー企業同士による完全支配関係が成立していた。そして、取締役会及び株主総会は開かれていなかったし、これらのファミリー企業のオペレーションは、原告のOBがHの承認を得た上で行っていた。

すなわち、M関連企業以外のファミリー企業では、株式等の持合構造の結果として支配株主がおらず、株主総会等のガバナンスが機能しない状況下で、専らHの意向に沿って運営されており、ファミリー企業の経営に関する最終的な決定権はHが有していたといえる(証人O尋問調書4頁以下)。これらのことからすると、Hは、本件寄付1から6までについて、原告からのファミリー企業に対する融資の返済に充てることを当初から意図しており、主導したものであって、個々の返済スキームについても明確に認識していたと認定するのが相当である。

以上によれば、Hは、少なくとも、本件寄付1から6までに係る取締役会の承認決議を得るに当たって、前記の重要な事実を開示すべき注意義務を負っていたというべきであり、それにもかかわらず、これを怠った善管注意義務違反・忠実義務違反の責任を負うというべきである。

オ 被告Bの責任

被告Bは、原告の頭取及び代表取締役社長であり、信用リスク委員会、取締役会及び経営会議に出席していたこと（甲48、乙C10・資料編25頁）によれば、被告Bが第一次改善計画から第三次改善計画までの内容を認識していなかったということとはあり得ない。そして、前記1(1)オ、ク及びコのとおり、これらの改善計画では、原告が特定管理先に対して多額の融資をしていること、ファミリー企業間で多額の転貸が行われていることが明記されていた。また、これらを解消するために、第一次改善計画及び第二次改善計画では、ファミリー企業であるBBAMが原告に絵画を売却して、これらの融資及び転貸の弁済資金に充てることとされており、第三次改善計画では、BBAMが所有する建物その他美術品を処分し、SGIRからの両社に対する転貸（OCIに35億4000万円、BBAMに14億8900万円）を解消するという本件寄付1に係る返済スキームそのものも定められていたことが認められる。

これらのことに加え、被告Bが本件財団法人の代表理事であったことからすると、被告Bは、本件財団法人に対する過去の寄付がファミリー企業からの資産購入に充てられており、この購入代金がファミリー企業間の転貸解消及び原告の融資に対する返済の原資として利用されていたこと、本件各寄付についても同様であることを認識し、少なくとも容易に認識できたと認められる。

そうすると、被告Bは、少なくとも、本件各寄付に関する稟議を了承し、経営会議で本件寄付1から7までを承認するに当たり、前記の重要な事実を取締役会で開示することを求めた上で承認等をすべき注意義務と、これらの開示がなければ、取締役会における本件各寄付に係る承認決議を阻止すべき注意義務を負っていたというべきである。それにもかかわらず、これらの注意義務を怠った善管注意義務違反・忠実義務違反の過失があると認められる。

カ 承継前被告 I 及び被告 D の責任

前記第 2 の 4 (1) (被告 C 及び被告 D の主張) 記載のとおり、承継前被告 I 及び被告 D は、本件各寄付について、原告からファミリー企業に対する融資残高の圧縮に、一定程度寄与する結果となり得ると認識していたと主張している。

また、前記 1 (1) クの第二次改善計画及び同サの第三次改善計画の実施期間において、承継前被告 I 及び被告 D は、原告の取締役であった。そして、前記オのとおり、これらの改善計画では、原告が特定管理先に多額の融資をしていること、ファミリー企業間で多額の転貸が行われていることが示されていた。その上で、これらを解消するために、第一次改善計画及び第二次改善計画では、ファミリー企業である B B A M が原告に絵画を売却して、これらの融資及び転貸の弁済資金に充てることが記載されていたこと、第三次改善計画では、本件寄付 1 に係る返済スキームそのものが記載されていたことが認められる。

さらに、前記 1 (2) イのとおり、被告 D は、O に対し、本件各寄付を原資とする返済スキームの作成を指示していたことも認められる。

これらのことからすると、承継前被告 I 及び被告 D は、本件財団法人に対する過去の寄付がファミリー企業からの資産購入に充てられており、その代金がファミリー企業間の転貸解消及び原告の融資に対する返済の原資として利用されていたこと、本件各寄付についても同様であることを認識していたと認められる。

そうすると、承継前被告 I 及び被告 D は、少なくとも、本件各寄付に関する稟議を了承し、取締役会で本件各寄付を承認するに当たり、前記の重要な事実について取締役会で開示を求めた上で承認すべき注意義務と、この開示がなければ取締役会での承認決議を阻止すべき注意義務を負っていたといふべきである。それにもかかわらず、これらの注意義務を怠った善管注意義務

違反・忠実義務違反の過失があると認められる。

3 争点2（原告に生じた損害の有無）

本件各寄付は、前記2の善管注意義務違反・忠実義務違反（任務懈怠）によって、重要な事実の開示のないまま取締役会での承認決議がされた結果として行われたものであるから、本件各寄付に係る原告が出捐した金額をもって、上記任務懈怠と相当因果関係のある損害であると認めるのが相当である。

被告らは、本件各寄付が還流してファミリー企業の原告からの融資の返済に充てられたとか、貸倒引当金戻入益を得たから、これらの部分については損益相殺がされるべきである旨の主張もしている。

しかしながら、本件各寄付が還流してファミリー企業の原告からの融資の返済に充てられたとしても、融資の返済を受けた結果、債権が消滅しているのであるから、損益相殺をするのは相当でない。

その余の被告らの主張も、失当な主張であるか又は前提となる事実が認められないから、いずれも採用できない。

4 結論

以上によれば、原告及び参加原告らの請求には理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 日 野 直 子

裁判官 西 田 昌 吾

裁判官 大 西 立